

令和8年度

事務事業の概要

山形県置賜総合支庁

事務事業の概要 目次

1	置賜総合支庁管内の概況	1
	置賜地域の主要指標	3
	置賜総合支庁管内図	4
2	業務運営方針と重点取組事項	5
3	置賜総合支庁体制図	7
	置賜総合支庁職員数	8
4	令和8年度置賜総合支庁当初予算事業総括表	9
	令和8年度置賜総合支庁当初予算の事業概要	10
5	総務企画部の業務概要	
	総務課（連携支援室・防災安全室・出納室）・西置賜総務課（連携支援室）	14
	税務課（西置賜税務室）	20
6	保健福祉環境部の業務概要	
	保健企画課（検査室）	22
	生活衛生課	27
	地域保健福祉課	30
	こども家庭支援課	33
	環境課	37
7	産業経済部の業務概要	
	地域産業経済課（観光振興室）	40
	農業振興課	43
	農業技術普及課（産地研究室）・西置賜農業技術普及課	47
	農村計画課	51
	農村整備課・西置賜農村整備課	55
	森林整備課（森づくり推進室）	56
	家畜保健衛生課	59
8	建設部の業務概要	
	建設総務課・西置賜建設総務課	63
	用地課・西置賜建設総務課（用地担当）	67
	道路計画課・西置賜道路計画課	69
	河川砂防課・西置賜河川砂防課	77
	建築課	80

1 置賜総合支庁管内の概況

1 位置と地勢

置賜地域は、山形県の南部に位置し、出羽丘陵をはさんで東は東南置賜（米沢市、南陽市、高畠町、川西町）、西は西置賜（長井市、小国町、白鷹町、飯豊町）の3市5町からなっている。東西最大56km、南北最大57kmの総面積2,495.24km²を有し、県総面積の26.8%を占めている。

南方は福島県及び新潟県に、東方は宮城県及び福島県に、北方は上山市、山辺町、朝日町及び西川町に、西方は新潟県に接している。

置賜地域は山形県の“母なる川最上川”の最上流部に当たり、磐梯朝日国立公園などの優れた自然景観と、赤湯、小野川、白布など数多くの温泉に恵まれている。さらに、伊達氏、上杉氏の史跡や花回廊など多種多様な観光資源を有している。

明治11年、英国の女性旅行家イザベラバードがこの地を訪れたとき、その実り豊かな大地と人情の温かさから“東洋のアルカディア（理想郷）”と称した土地でもある。また、縄文文化、古墳文化、上杉文化など歴史的な文化や豊かな自然資源に根ざした文化など多様な文化をはぐくんできた地域である。

また、最上川と飯豊山系に源を発する置賜白川・野川などの合流地点に位置する長井市は、良質で豊富な水量に恵まれ、17世紀には最上川舟運の発達により米沢藩の舟運流通の中心部として白鷹町とともに遠く関西などとの交易で栄えた。日本海側と県南内陸部の玄関口である小国町、飯豊町は、わが国有数の豊かな自然景観を呈する地域で、豪雪地帯としても知られている。

土地利用状況は、森林が1,918km²、農用地が231 km²、水面・河川・水路・道路が118 km²、住宅・工業用地等が70 km²となっている。

2 人口

管内の人口（「令和7年山形県の人口と世帯数」より）は、185,373人で、県全体の18.6%を占めている。前年と比較し、3,660人減少、1.94%減となり、県平均1.61%減を上回っている。

置賜地域においても、高齢化は県全体と同様に進行している。老年人口割合は36.6%で、県平均36.1%に比較して若干高い状況であり、米沢市を除く7市町が県平均を超えている。

3 産業

地域内総生産は、7,979億円（令和4年度）で、県全体（4兆3,404億円）の18.4%を占め、県人口に対する置賜地域の人口割合（18.6%）と同じ程度となっている。

（農業）

総農家数（令和2年）は7,766戸（県全体の19.6%）で、うち販売農家数（令和2年）は5,000戸（県全体の18.7%）である。基幹的農業従事者数（令和2年）は、7,067人（県全体の18.1%）で、いずれも県全体と同様に減少傾向にある。

耕地面積（令和6年）は23,025ha（県全体の20.3%）で、水稻収穫量（令和7年）は、73,190 t（県全体の20.1%）となっている。

森林面積（令和6年）は、191,820ha と県全体の28.6%となっており、最上川流域の水源として重要な位置を占めている。

（工業）

製造品出荷額等については8,625億円（令和5年）で、県全体の25.7%を占めている。

製造業は置賜地域の基幹産業であるが、業種別には情報通信機械関連に特化しているため、特定の業種・企業の動向に影響を受けやすい構造となっている。

（商業）

販売額については、卸売業が1,030億円（令和2年）で県全体の7.9%、小売業については2,098億円（令和2年）で県全体の17.5%を占めている。

4 その他

進学率については、高校等進学率が98.9%（令和7年度、同県平均99.2%）、大学等進学率が47.0%（令和7年度、同県平均50.5%）という状況にある。

置賜地域の主要指標

(3月末現在)

項目	年次	単位	山形県 (A)	管内 (B)	米沢市	長井市	南陽市	高畠町	川西町	小国町	白鷹町	飯豊町	B/A (%)	
総面積	7	km ²	9,323.15	2,495.24	548.51	214.67	160.52	180.26	166.60	737.56	157.71	329.41	26.8	
人口 年齢構成	総人口	7	人	994,537	185,373	75,689	24,356	28,225	20,559	12,895	6,121	11,671	5,857	18.6
	年少人口 (0~14)	7	人	101,253	18,037	7,171	2,427	2,934	2,191	1,179	494	1,060	581	17.8
	生産年齢人口 (15~64)	7	人	534,689	99,555	43,465	12,630	15,002	10,842	6,233	2,983	5,650	2,750	18.6
	老年人口 (65~)	7	人	358,595	67,781	25,053	9,299	10,289	7,526	5,483	2,644	4,961	2,526	18.9
	老年人口割合	7	%	36.1	36.6	33.1	38.2	36.5	36.6	42.5	43.2	42.5	43.1	
県内総生産額	4	億円	43,404	7,979	3,859	986	1,044	732	404	345	377	233	18.4	
1人当たり県民所得	4	千円	2,997	2,901	3,102	2,848	2,873	2,723	2,451	3,212	2,556	2,649	96.8	
就業人口	第1次産業 (構成比)	2	千人	48.7	8.6	1.5	1.0	1.5	1.7	1.3	0.3	0.7	0.6	17.7
		2	(%)	8.7	8.0	3.5	6.8	9.4	13.8	16.4	8.2	10.6	16.8	
	第2次産業 (構成比)	2	千人	160.6	37.6	14.8	5.3	5.2	4.4	2.5	1.6	2.5	1.2	23.4
		2	(%)	28.6	35.0	34.5	38.1	31.8	35.9	32.3	43.6	37.0	34.4	
	第3次産業 (構成比)	2	千人	353.1	61.2	26.7	7.7	9.6	6.2	3.9	1.7	3.5	1.8	17.3
	2	(%)	62.8	57.0	62.1	55.1	58.8	50.3	51.2	48.2	52.4	48.8		
計		千人	562.5	107.3	43.1	14.0	16.3	12.4	7.7	3.6	6.7	3.6	19.1	
農業	総農家数	2	戸	39,628	7,766	1,301	1,005	1,107	1,210	1,117	360	1,104	562	19.6
	販売農家数	2	戸	26,796	5,000	758	612	769	903	837	180	478	463	18.7
	基幹的農業従事者数	2	人	39,034	7,067	1,061	789	1,295	1,519	1,137	161	583	522	18.1
	耕地面積	6	ha	113,200	23,025	4,310	2,870	2,490	3,680	4,840	985	1,800	2,050	20.3
	水稻収穫量	7	t	364,500	73,190	13,200	9,960	6,470	11,900	17,900	2,180	4,310	7,270	20.1
	森林面積	6	ha	671,169	191,888	41,958	14,648	9,590	10,494	7,855	69,368	10,193	27,781	28.6
工業	製造品出荷額等	5	億円	33,555	8,625	5,499	603	542	642	265	468	251	356	25.7
	従業者1人当たり	5	千円	34,352	33,455	48,835	19,824	17,413	21,073	20,644	35,690	17,554	27,412	-
	付加価値額	5	億円	13,440	2,791	1,625	278	242	199	83	155	97	112	20.8
	食料・飲料等	5	億円	3,816	357+x	179	18	67	141	x+2	x	24+x	x	-
	繊維	5	億円	441	116	68	1	39	1	1	x	2	x	26.3
	土石	5	億円	1,128	561	254	31	11	x		237	x		49.7
	金属	5	億円	1,260	361	135	102	37	35	x		x	35	28.7
	機械	5	億円	3,440	1,096	491+x	158	75+x	231	9	x	29+x	x	31.9
	電子	5	億円	8,998	1,661	1,379	52	24	95	82		x	x	18.5
	電機	5	億円	1,629	693	385	13	199	46	6		x	x	42.5
	情報	5	億円	2,233	1,843	1,808	30		x	x	x			82.5
工場立地件数	6	件	9	0									0.0	
商業	小売業販売額	2	億円	11,966	2,098	1,038	315	367	160	95	36	61	27	17.5
	従業者1人当たり	2	千円	17,931	16,923	18,077	17,375	18,181	14,404	14,700	11,531	12,220	10,265	94.4
	卸売業販売額	2	億円	12,998	1,030	677	165	75	83	17	4	4	6	7.9
従業者1人当たり	2	千円	60,857	39,042	43,772	40,444	28,293	32,390	35,940	6,185	14,505	21,337	64.2	
その他	観光者数	6	万人	4,129	787	307	98	104	94	42	29	56	56	19.1
	高校等進学率	7	%	99.2	98.9	98.9	98.4	98.1	98.6	100.0	100.0	100.0	100.0	
	大学等進学率	7	%	50.5	47.0	48.1	54.2	47.2	42.5	38.3	46.3	55.0	35.1	
	高卒県内就職率	7	%	77.4	76.1	76.0	70.6	80.0	81.5	85.3	61.5	88.2	51.9	

注: 単位未満四捨五入のため、各数の計は一致しない場合がある。

0・・・四捨五入のため単位未満のもの X・・・秘密の保持上、秘匿のもの 空欄・・・該当数値なし

資料: ①「総面積」は、「令和7年全国都道府県市区町村別面積調(1月1日時点)」による。

②「人口」は、「令和7年山形県の人口と世帯数」による。なお、総人口には年齢不詳を含む。

③「県内総生産額」「一人当たり県民所得」は、「令和4年度市町村民経済計算」による。

④「就業人口」は、「令和2年国勢調査就業状態等基本集計結果報告書」(山形県みらい企画創造部)による。

※計には、「分類不能の産業」を含む

※構成比は、分母から「分類不能の産業」を除いて計算している

⑤「農業」は、「2020年農林業センサス」、「令和6年作物統計調査」、「東北農政局市町村別統計」、「令和6年度山形県林業統計」による。

※「基幹的農業従事者」とは、個人経営体でふだん農業に従事している15歳以上の者。

⑥「工業」は、「2024年経済構造実態調査 製造業事業所調査集計結果」による。(従業員4人以上の事業所)

※山形県全体の従業者一人当たりの製造品出荷額等は、「消費税を除く内国消費税額」と「推計消費税額」を除いている。

⑦「工場立地件数」は、「2024年工場立地動向調査結果」による。

⑧「商業」は、「令和3年山形県の商業:令和3年経済センサス-活動調査(卸売業,小売業)に関する結果報告書」による。

⑨「観光者数」は、「令和6年度山形県観光者数調査」による。

⑩「高校・大学等進学率」及び「高卒県内就職率」は、「令和7年度学校基本調査報告書」による。

置賜総合支庁管内図

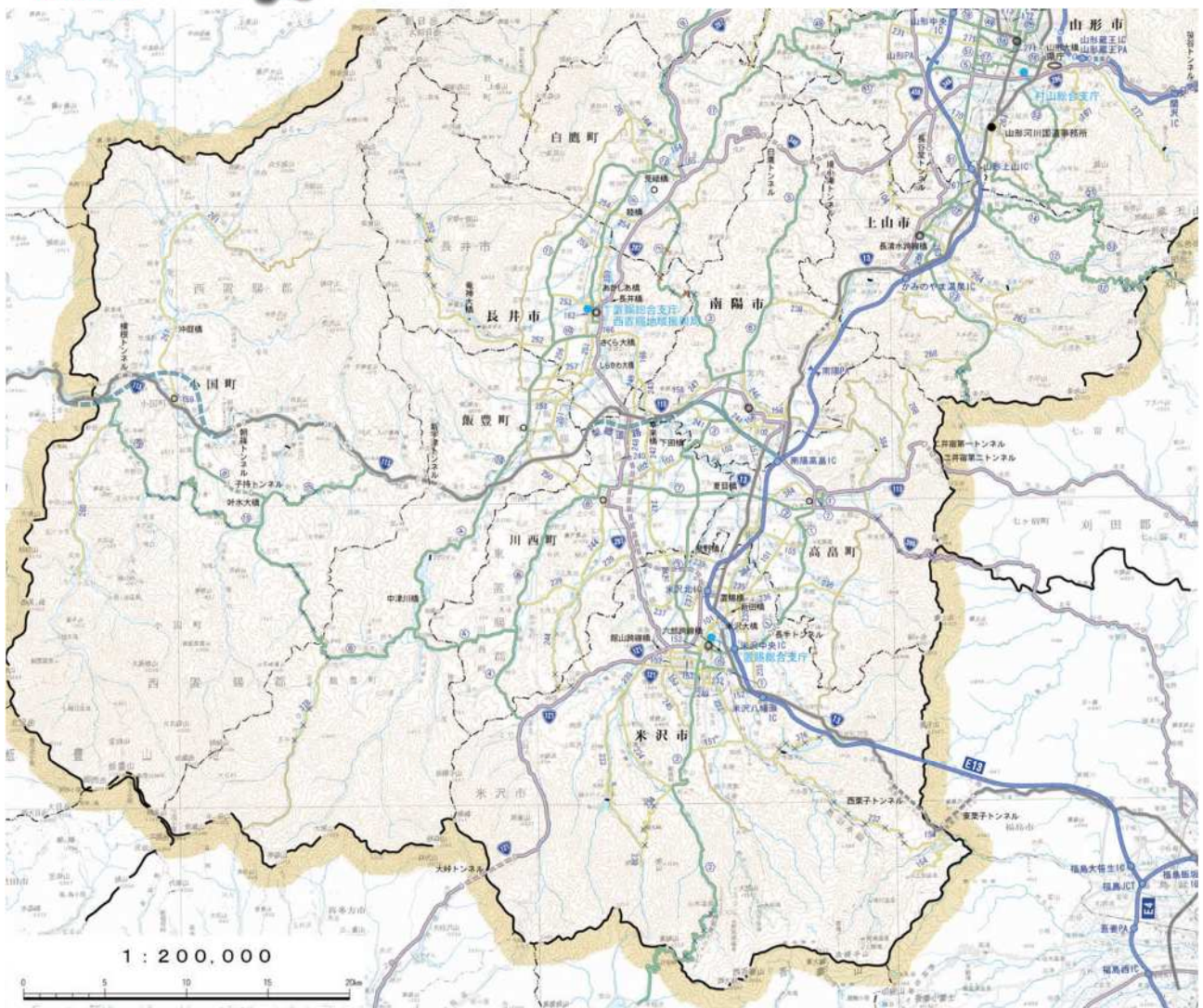


置賜地域

東南置賜 米沢市・南陽市・高畠町・川西町

西置賜 長井市・小国町・白鷹町・飯豊町

置賜地域の位置



2 業務運営方針と重点取組事項

1 業務運営方針

第4次山形県総合発展計画に掲げた「置賜地域の発展方向」の実現に向け、「地域の発展に向けた主な取組み」を重点的に推進していく。

2 置賜地域の発展方向（目指す姿）

- 地域の技術力を結集したイノベーションにより新たな価値が創出され、ブランド力を活かして産業の収益力が向上している。
- 「人生100年時代」の到来に向け、多様な主体と連携した健康づくり活動拠点の形成が進み、誰もがいきいきと活躍できる地域づくりの取組みが進展している。
- 宮城・福島両県や関東・首都圏との近接性を活かした「県南ゲートウェイ」としての発展基盤の確立に向け、交通アクセスの強化が進展している。

3 地域の発展に向けた主な取組み

(i) 「置賜」地域の総合力を結集した高付加価値産業群への進化

- 地域の基幹産業である製造業の競争力強化に向けた新たな強みや特色の創出を促し、ものづくり企業間のネットワーク強化や産学官金の連携により地域の稼ぐ力を向上していく。
- 園芸作物や米沢牛等のブランド力強化、道の駅など観光分野との連携強化により、「農と食」の魅力を高め、これを支える収益性の高い産地を形成していく。
- 置賜地域を彩る「花々」や米沢牛・地酒・ワインなどの「美食・美酒」、冬ならではの「雪遊び・雪まつり」など、置賜ならではの資源を戦略的に活用した誘客の促進とインバウンドの拡大を推進していく。

(ii) 「置賜」の持続的発展を支える、活力あふれる地域社会の形成

- 市町との連携による広域的な結婚支援活動を展開するほか、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援体制を充実させていく。
- 米沢栄養大学をはじめ多様な主体と連携・協働しながら、高齢者はもとより幅広い世代が住み慣れた地域で、健康かつ安心して暮らせるための取組みを推進していく。
- 若者と地域の活躍人(びと)、UIターン者との交流の機会を提供するなど、置賜に対する愛着と誇りを醸成し、互いに輝きあう地域づくりを推進していく。

(iii) 人々の交流でにぎわう「置賜」を支え、地域の価値を高める社会基盤の形成

- 新潟山形南部連絡道路の早期整備に向け、隣県等との連携を強化するとともに、一般国道287号米沢長井道路の整備を進め、置賜地域の高速交通ネットワークを充実、強化していく。
- フラワー長井線など地域公共交通の充実を図り、住民の利便性を向上させるとともに、関係交流人口の創出・拡大を加速していく。
- 置賜の地域資源を活かした風力発電やバイオマスなど再生可能エネルギーの導入促進による脱炭素社会の形成を推進していく。

第4次山形県総合発展計画 実施計画（置賜地域）体系図

1

「置賜」地域の総合力を結集した高付加価値産業群への進化

- ① 高い付加価値を創出するものづくり産業の競争力の強化
- ② 競争力の高い稼げる農業と「農と食」の連携による魅力の向上
- ③ 置賜版「森林ノミクス」の加速化
- ④ 置賜ならではの資源を戦略的に活用した誘客の促進とインバウンドの拡大

2

「置賜」の持続的発展を支える、活力あふれる地域社会の形成

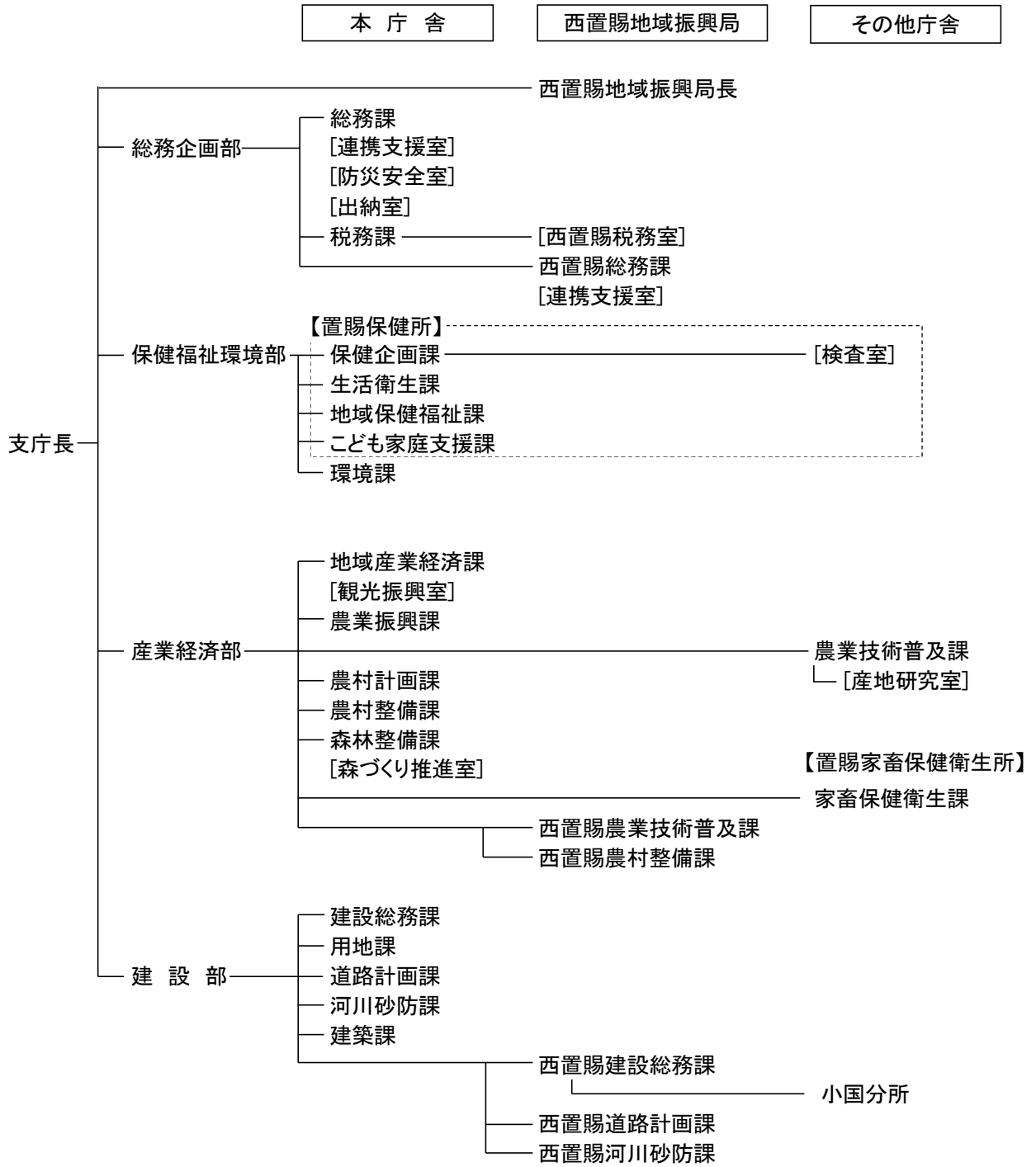
- ⑤ 結婚支援や妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援体制の推進
- ⑥ 幅広い世代が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らすための取組みの推進
- ⑦ 郷土愛を育み、互いに輝きあう地域づくりの推進

3

人々の交流でにぎわう「置賜」を支え、地域の価値を高める社会基盤の形成

- ⑧ 高速交通ネットワークの形成促進
- ⑨ 地域公共交通の充実・確保
- ⑩ 再生可能エネルギーの導入促進による脱炭素社会形成の推進
- ⑪ 安全・安心で暮らせる地域づくりの推進

置賜総合支庁 体制図



置賜総合支庁職員数（職種・職位別）

R8. 4. 1現在

部	課	庁舎	定数	職種別内訳			職位別内訳							合計
				事務	技術	技労	部長級	次長級	課長級	補佐級	主査級	係長級	一般級	
総務企画部	総務課	本	31	27	1	3	1	2	3	5	6	4	10	31
	税務課	本	23	23					1	3	3	5	11	23
	西置賜税務室	西	5	5						1	2	1	1	5
	西置賜総務課	西	8	7		1				1	2	2	0	3
	総務企画部小計		67	62	1	4	1	2	5	11	13	10	25	67
保健福祉環境部	保健企画課	本	23	9	12	2		2	2	4	2	6	7	23
	(検査室)	独	3		3					1	1	1		3
	生活衛生課	本	10	1	9				1	2	1	4	2	10
	地域保健福祉課	本	21	15	6				2	3	2	2	12	21
	こども家庭支援課	本	10	5	5				1	2	0	1	6	10
	環境課	本	11	4	7				1	3	1	2	4	11
	保健福祉環境部小計		78	34	42	2		2	7	15	7	16	31	78
産業経済部	地域産業経済課	本	15	14	1			1	2	4	2	1	5	15
	農業振興課	本	15	11	4				1	3	2	2	7	15
	農業技術普及課	独	17	1	16				3	7	1	3	3	17
	(産地研究室)	独	8	1	5	2			1	0	3	0	4	8
	農村計画課	本	14	3	10	1			1	2	3	2	6	14
	農村整備課	本	13	2	11				1	1	2	2	7	13
	森林整備課	本	18		18				1	4	3	2	8	18
	家畜保健衛生課	独	10	1	9				2	2	2	0	4	10
	西置賜農業技術普及課	西	14		14				1	3	0	4	6	14
	西置賜農村整備課	西	11	2	9	0			1	3	0	2	5	11
	産業経済部小計		135	35	97	3		1	14	29	18	18	55	135
建設部	建設総務課	本	18	11	4	3		1	1	5	3	0	8	18
	用地課	本	5	5					1	2	0	0	2	5
	道路計画課	本	26		18	8			2	3	3	2	16	26
	河川砂防課	本	15		13	2			1	2	3	2	7	15
	建築課	本	8		8				1	2	1	1	3	8
	西置賜建設総務課	西	12	9	1	2			2	1	2	3	4	12
	西置賜道路計画課	西	21		13	8			1	3	3	2	12	21
	西置賜河川砂防課	西	14		10	4			1	2	2	2	7	14
	小国分所	独	4		1	3				1			3	4
	建設部小計		123	25	68	30		1	10	21	17	12	62	123
総合支庁合計		403	156	208	39		1	6	36	76	55	56	173	403

※この外、定数外で再任用短時間勤務職員(西置賜農業技術普及課1名(いずれも週31時間勤務))を配置。
 本庁舎276人、西置賜地域振興局庁舎85人、保健所庁舎3人、農業技術普及課17人、産地研究室8人、家畜保健衛生課10人、小国分所4人

令和8年度 置賜総合支庁当初予算総括表

(単位：千円)

予 算 総 額

令和8年度		令和7年度	対前年度	
所管部経由予算対 応分等含む 【A】	うち直接要求予算 【B】	所管部経由予算 対応分等含む 【C】	増減額 【A-C】	増減率 (%) 【(A-C)/ C】
1,158,700	1,151,955	819,957	338,743	41.3

(内訳)

1 第4次山形県総合発展計画の推進	66,735	59,990	103,092	△ 36,357	△ 35.3
① 地域企画調整推進費	4,465	4,465	4,655	△ 190	△ 4.1
② 政策推進予算（所管部経由予算等）	61,947	55,202	98,114	△ 36,167	△ 36.9
③ やまがた緑環境税活用事業	323	323	323	0	0.0
2 その他 〔総合支庁運営費、会計年度任用 職員費等〕	1,091,965	1,091,965	716,865	375,100	52.3

令和8年度置賜総合支庁当初予算の事業概要

施策体系（第4次山形県総合発展計画 後期実施計画（置賜地域）の柱建て）

テーマ1「置賜」地域の総合力を結集した高付加価値産業群への進化

事業名	事業概要	新規継続等	R7 現計額 (千円)	R8 予算額 (千円)	差引	予算分類	担当課
(1) 高い付加価値を創出するものづくり産業の競争力の強化							
置賜高付加価値産業創出支援事業（地域中小企業連携促進事業費）	地域の製造業の付加価値向上のための生産性向上に向けたセミナー等の開催支援	継続	475	375	▲ 100	所管部経由	地域産業経済課
次代を担うものづくり人材育成支援事業（地域若者人材確保対策事業費）	小中学生を対象としたロボットセミナーや、高校生を対象とした置賜管内企業との交流会・講習会等の開催支援	継続	200	200	0	所管部経由	地域産業経済課
置賜地域人材確保対策事業（地域若者人材確保対策事業費）	大学生・短大生及び実業高校生の地元就職に向けた企業見学バスツアーや中高生向け職業体験会の開催支援、高校生による企業のPR動画作成への支援（実施方法見直し）	継続	799	752	▲ 47	所管部経由	地域産業経済課
(2) 競争力の高い稼げる農業と「農と食」の連携による魅力の向上							
置賜園芸産地強化支援事業（第4期山形枝豆日本一プロジェクト事業費ほか）	えだまめ、アスパラガス、ダリアの生産拡大等に向けた技術実証や研修等の実施	継続	613	571	▲ 42	所管部経由	農業振興課・農業技術普及課・西置賜農業技術普及課
山形おきたま伝統野菜振興事業（食の至宝雪国やまがた伝統野菜推進事業費）	伝統野菜の生産振興及び新たな認定等に係る協議会の開催、飲食店等との連携によるフェア開催	継続	267	251	▲ 16	所管部経由	農業振興課
おきたま農業振興事業（地域農業振興会議費）	置賜産農産物の大都市圏におけるPRや、「おきたま食の応援団」活動を核とした魅力発信等	一部新規	1,738	1,738	0	政策通常	農業振興課
おきたまの和牛繁殖成績向上事業（やまがたの和牛増頭戦略事業費）	・繁殖牛へのホルモン剤投与技術のモデル展示 ・子牛の発育、繁殖成績向上のため、成績優秀農家の飼養技術を調査し置賜版飼養管理マニュアルを作成	継続	516	516	0	所管部経由	農業振興課
地域内自給飼料活用実証事業（自給飼料生産対策事業）	子実用トウモロコシの乾燥・加工・利用を地域内で一貫して行う技術実証、啓発活動	継続	200	200	0	所管部経由	農業振興課
地域園芸産地技術支援事業（地域園芸産地技術開発・支援事業費）	アスパラガス、えだまめ、ミニトマト、アルストロメリア、ダリア等の技術実証、栽培展示、現場の緊急的な技術課題への対応	継続	734	734	0	所管部経由	産地研究室
置賜農産物利用拡大推進事業（地域資源活用総合推進事業費）	農産加工事業者等を対象とした販路拡大のための研修会の開催及び農産加工品を効果的にPRするためのリーフレットの作成	継続	436	409	▲ 27	所管部経由	地域産業経済課
(3) 置賜版「森林ノミクス」の加速化							
「置賜の森をみんなの手で」事業（森林病虫害防除事業費）	置賜地域の森林病虫害獣被害の拡大抑制、軽減及び新たな被害発生阻止を図るための「置賜森林病虫害獣対策協議会」の活動を支援。	継続	300	270	▲ 30	所管部経由	森林整備課
置賜産材需給安定化対策事業（やまがた森林ノミクス木材利用推進事業費）	置賜地域の豊富な木材資源の利用拡大に向けた検討会議の開催、置賜産材利用研修会、用途別生産流通等実態調査の実施。	継続	217	193	▲ 24	所管部経由	森林整備課
おきたま源流の森づくり活動推進事業（おきたま源流の森づくり活動推進事業費）	森林環境学習を支援する森の案内人の養成講座開催、森づくり体験のためのフィールド整備及び森づくり体験活動の実施	継続	323	323	0	やまがた緑環境税	森林整備課

事業名	事業概要	新規 継続 等	R7 現計額 (千円)	R8 予算額 (千円)	差引	予算分類	担当課
(4) 置賜ならではの資源を戦略的に活用した誘客の促進とインバウンドの拡大							
観光振興推進事業費	山形おきたま観光協議会及び新たな置賜広域観光プロモーション事業、置賜さくら回廊観光推進会議の取組み支援	継続	2,100	2,100	0	政策通常	観光振興室
地域広域観光推進事業費	広域的な観光案内機能の充実支援、隣接県等との連携支援、地域観光素材発掘育成等支援、広域観光魅力向上、外国人観光客受入態勢づくり支援、観光ボランティア団体への支援	一部 新規	2,274	2,274	0	所管部経 由	観光振興室
越後米沢街道・十三峠活用整備支援事業（新たな交流を生み出す地域・まちづくり推進事業費）	越後米沢街道・十三峠の歴史的価値を高め魅力発信に向けた「越後米沢街道・十三峠交流会」との連携強化	継続	10	10	0	地域企画 調整推進 費	建設総務課
次に繋ぐ土木史跡活用保全事業（新たな交流を生み出す地域・まちづくり推進事業費）	土木学会選奨土木遺産「直江石堤」周辺の環境保全、同「万世大路」の案内標識の設置及び米沢市への財産譲与に向けた準備	継続	988	1,041	53	地域企画 調整推進 費	建設総務課
西置賜地域課題解決推進事業（総合支庁地域政策推進費）	西置賜地域における関係・交流人口の創出に向けた地域資源PRパンフレットの作成による情報発信	継続	131	0	▲ 131	政策通常	西置賜総務課

テーマ2「置賜」の持続的発展を支える、活力あふれる地域社会の形成

事業名	事業概要	新規 継続 等	R7 現計額 (千円)	R8 予算額 (千円)	差引	予算分 類	担当課
（1）結婚支援や妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援体制の推進							
おきたま「セブンワーク」見える化事業（誰もが安心して暮らせる地域づくり推進事業費）	家庭での男女の負担を「見える化」したパンフレットによる、家事や育児などをシェアする機運の醸成	新規	0	61	61	地域企 画調整 推進費	こども家庭 支援課
おきたま結婚支援活動促進事業	結婚支援者のスキルアップのための研修会や情報交換会の実施	継続	45	45	0	地域企 画調整 推進費	こども家庭 支援課
おきたま安心療育基盤づくり事業（誰もが安心して暮らせる地域づくり推進事業費）	発達に特性がある子の支援の研修会及び事例検討会、医療的ケア児支援の研修会の開催等	継続	150	150	0	地域企 画調整 推進費	こども家庭 支援課
（2）幅広い世代が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らすための取組みの推進							
おきたま地域共生社会実現支援事業	地域共生社会の実現に向け「管内市町の包括的支援体制整備支援」「障がい者森林体験事業」「障がい者就労事業所製品販売促進事業」の実施	継続	190	190	0	地域企 画調整 推進費	地域保健福祉課
めざせ適塩! 8gチャレンジ健康支援事業（誰もが安心して暮らせる地域づくり推進事業費）	働く世代（民間企業）への適塩等支援モデル事業、適塩生活啓発事業、事業所適塩給食実態調査の実施	一部 新規	95	95	0	地域企 画調整 推進費	保健企画課
（3）郷土愛を育み、互いに輝きあう地域づくりの推進							
若者による置賜の元気創造事業（多様な主体による協働推進事業費）	地域の若者及び若手行政職員で構成する「おきたま元気創造ラボ」による置賜の魅力の発見・発信や若者団体のネットワーキ化を図るための取組みの実施	継続	582	582	0	地域企 画調整 推進費	連携支援室
置賜文化活動推進事業費	「置賜文化フォーラム」が実施する文化事業への支援（文化事業への助成、置賜こども芸術祭の開催等）	継続	1,387	1,291	▲ 96	地域企 画調整 推進費	連携支援室
芸術文化振興事業費	置賜文化ホールで実施する地域の文化創造事業や能楽関係事業への支援	継続	4,068	4,036	▲ 32	政策通 常	総務課

テーマ3 人々の交流で賑わう「置賜」を支え、地域の価値を高める社会基盤の形成

事業名	事業概要	新規継続等	R7 現計額 (千円)	R8 予算額 (千円)	差引	予算分類	担当課
（1）高速交通ネットワークの形成促進							
置賜道路ネットワーク強化事業（交通ネットワーク形成促進事業費）	新潟山形南部連絡道路の整備促進を図るための広報、啓発活動、イベント等の開催支援、要望活動への参加	継続	374	280	▲ 94	地域企画調整推進費	建設総務課・西置賜建設総務課
（2）地域公共交通の充実・確保							
フラワー長井線活性化事業費	フラワー長井線の活性化を図るために沿線2市2町と協調して実施する財政支援及び利用拡大の推進 ・山形鉄道運営助成基金負担金 ・フラワー長井線利用拡大協議会負担金 ・山形鉄道フラワー長井線経営改善等支援事業費補助金 ・山形鉄道施設等整備費補助金 等	継続	83,091	47,328	▲35,763	政策通常	連携支援室
（3）再生可能エネルギーの導入促進による脱炭素社会形成の推進							
白竜湖環境保全事業（環境保全活動推進事業費）	白竜湖の環境保全活動を行う地元ボランティア団体への支援	継続	50	50	0	地域企画調整推進費	環境課
環境先進地形成事業（環境保全活動推進事業費）	脱炭素社会実現に向け、再生可能エネルギーへの転換を図るための啓発事業の実施	継続	134	134	0	地域企画調整推進費	環境課
（4）安全・安心で暮らせる地域づくりの推進							
地域防災体制整備事業（安全安心地域づくり推進事業費）	災害時の被害最小化を図るための、自主防災組織の育成・強化、防災教育の推進などによる、災害に強い地域防災体制の整備	継続	297	283	▲ 14	地域企画調整推進費	防災安全室
災害に強く安全で安心な地域づくり事業（安全安心地域づくり推進事業費）	災害時の応急対応力向上及び課題・ノウハウ共有を目的とした市町防災・災害復旧担当職員等対象の研修会開催	継続	33	33	0	地域企画調整推進費	防災安全室
魅力ある建設分野への若手人材啓発事業（魅力ある建設分野への若手人材啓発事業費）	建設分野への新規就業者が不足している中、若手技術者を確保するため、小学生～高校生を対象とした建設分野に関する現場見学会等の開催を支援	継続	220	220	0	地域企画調整推進費	建設総務課・西置賜建設総務課

I 総務企画部

- 1 総務課（連携支援室・防災安全室・出納室）
西置賜総務課（連携支援室）
- 2 税務課（西置賜税務室）

総務課(連携支援室・防災安全室・出納室)

西置賜総務課(連携支援室)

1 基本方針

- (1) 総合支庁の機能が発揮できるよう、全庁的な事務の調整、部内の連絡調整により円滑な業務推進に努める。
- (2) 総合支庁の事業が適正かつ効果的・効率的に実施できるよう予算の総合調整に努める。
- (3) 県行政に対する県民の理解と協力を得るため、総合案内窓口の円滑な運営と広聴・広報活動の充実強化に努める。
- (4) 関係機関と連携強化し、有権者等の政治意識の高揚を図りながら、選挙事務の適切な管理執行に努める。
- (5) 置賜地域内の重要施策の具現化・進展について支援に努める。
- (6) 市町からの総合的相談窓口として地域課題の把握に努めるとともに、市町と県及び市町同士の連携等の推進や管内市町の行財政運営の適正化などを図り、市町が直面する地域課題の解決に向けて積極的かつ効果的な支援に努める。
- (7) 協働の地域づくりの推進、文化振興、地域公共交通対策など、地域に密着した行政を適切に推進し、県民福祉の向上に努める。
- (8) 県民生活の基盤となる安全の確保に向け、各種危機管理体制の整備強化を図るとともに、関係機関と連携し防災防火意識の高揚と危機管理対応力の強化を図る。
- (9) 交通安全、消費者行政、犯罪のないまちづくり等地域に密着した事業を展開し、安全で安心なまちづくりの推進に努める。
- (10) 職員の資質の向上と健康づくりに努める。
- (11) 会計事務の適正な執行に努める。

2 業務目標

- (1) 総合支庁予算の総合調整
- (2) 計画的な県政広報の推進
- (3) 各種広聴活動による県政への反映
- (4) 総合案内窓口による地域の声の積極的な把握
- (5) 旅券発給業務の適正な執行
- (6) 選挙事務の適正な管理執行
- (7) 県有財産等の適正な管理
- (8) 職場におけるメンタルヘルス対策の積極的な推進
- (9) 職員の健康増進と職務能力の向上の推進
- (10) 置賜地域内の重要施策に対する支援
- (11) 管内市町と県及び市町同士の連携等の推進
- (12) 管内市町の行財政運営適正化の推進
- (13) 協働の地域づくりの推進

- (14) 文化の振興
- (15) 地域公共交通対策の推進
- (16) 移住交流の推進
- (17) 緊急事態等に対する危機管理体制の整備と消防・防災・保安対策の推進
- (18) 交通安全対策の推進
- (19) 消費者行政の推進
- (20) 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進
- (21) 財務関係法令等に基づいた会計事務の適正な執行

3 事業計画（事業内容）

（1）広報業務

県民の理解と協力による県政を推進するため、各種広報媒体の特性を生かした県政広報を計画的に実施し、県民に対して県政の方向や主要施策の内容について周知を図り、理解を深める。

- ① 県政広報誌「県民のあゆみ」の活用
- ② 県政テレビ・ラジオ・SNS投稿等の活用
- ③ NCV広報番組の放送
- ④ 置賜総合支庁のSNS投稿等
- ⑤ 地域FMラジオ（NCVラジオ・おらんだラジオ）の放送
- ⑥ 置賜総合支庁ニュースの発行（偶数月）
- ⑦ ホームページの運営
- ⑧ その他広報媒体の活用
- ⑨ 定例記者懇談会の開催
- ⑩ 1階ロビーの活用

（2）広聴業務

県民参加の県政を推進するため、各種広聴手段を有効に活用して県民の意向を的確に把握し、これを県政に反映させる。

- ① 「県民まんなか」みらい共創カフェの開催
- ② 県政ご意見箱の設置（本庁舎、西置賜地域振興局ロビー）

（3）県民相談業務

住民からの相談や苦情等を受け付け、県行政の広報、情報公開、各種情報提供の業務を行う「総合案内窓口」を設置し、地域の声を的確に把握する。

（4）旅券発給業務

旅券発給の申請窓口を本庁舎及び西置賜地域振興局に設置し、旅券発給業務を行う。

（5）選挙事務の適正な管理執行

管内で行われる市町の選挙執行にあたり、適正に行われるよう助言を行う。

(6) 県有財産管理

① 行政財産

令和8年3月31日現在

名 称	建物延面積 (㎡)	土 地 (㎡)	備 考
置賜総合支庁本庁舎	9,281.91	19,835.75	
置賜総合支庁西置賜地域振興局	9,512.36	18,003.70	
置賜保健所分庁舎	1,860.10	3,956.39	
農業技術普及課	665.77	3,197.39	
家畜保健衛生課	816.35	2,764.38	
産地研究室	1,407.18	29,111.89	
置賜文化ホール	4,321.46	33,892.67	
源流の森	2,141.35	1,592,212.95	
計	30,006.48	1,702,975.12	

② 普通財産(公舎)

令和8年3月31日現在

所管	公 舎 名	所 在	区分	戸数
本庁舎	米沢第3号職員アパート	米沢市城西3-9-16	世帯用	12
	米沢第5号職員アパート	米沢市春日2-10-35	単身用	21
	米沢第6号職員アパート	米沢市大字塩野2753番地-1	独身用	24
	米沢第7号職員アパート	米沢市大字塩野2754番地	独身用	23
	米沢第8号職員アパート	米沢市大字塩野2754番地	世帯用	16
	米沢第9号職員アパートA	米沢市金池7-9-14	独身用	8
	米沢第9号職員アパートB	米沢市金池7-9-30	独身用	8
	米沢第9号職員アパートC	米沢市金池7-9-32	世帯用	4
	米沢第9号職員アパートD	米沢市金池7-9-33	世帯用	4
	本庁舎計			
西置賜地域振興局	長井第5号職員アパート	長井市神明町4-17	単身用	32
	小国第3号職員アパート	小国町大字小国小坂町426-37	世帯用	3
	小国第3号職員アパート	小国町大字小国小坂町426-37	単身用	9
	西置賜地域振興局計			
総合支庁合計				164

③ 県有自動車

令和8年3月31日

所属	乗用自動車	貨物自動車	特殊自動車	軽自動車	合 計
総務企画部	7	6	0	2	15
保健福祉環境部	10	10	0	6	26
産業経済部	12	30	0	7	49
建設部	16	20	168	2	206
計	45	66	168	17	296

(7) 職員の健康管理

職員の健康管理及び救急処置のため専任の保健師又は看護師1名を配置し、産業医や各関係機関と連携を図りながら活動する。

また、メンタルヘルスコーディネーターを配置し、職場復帰（復職）支援やメンタルヘルスの予防・早期対応等へ向けた取組みを積極的に推進する。

- ① 健康診断及び検査（定期健康診断、生活習慣病健康診断、人間ドック 等）
- ② 健康相談（健康診断結果説明会、移動健康相談 等）
- ③ 保健指導事業（所見別保健指導事業、健康づくり推進事業 等）
- ④ 健康教育・啓発（健康教室、メンタルヘルス推進事業、VDTガイドライン点検 等）
- ⑤ 衛生管理対策（衛生委員会 等）

(8) 健康増進事業

置賜地区に勤務する職員の健康増進と職務能力の向上に資するため、以下の事業を実施する。

- ① 健康推進事業
- ② 文化教養事業

(9) 置賜地域内の重要施策に対する支援

管内市町の重要事業や「政府の施策等に対する提案」のうち置賜地域に関連する施策等の具現化・進展のため、管内市町、置賜広域行政事務組合、置賜総合開発協議会等関係団体との連携を図る。

(10) 管内市町と県及び市町同士の連携等の推進

市町訪問や各種会議を通じて地域課題を把握し、市町からの総合的相談窓口としての機能を果たすとともに、市町と県との連携・協働や市町間連携の調整等の市町支援を推進する。また、米沢市を中心市とする置賜定住自立圏構想の推進に対する支援を行う。

(11) 管内市町の行財政運営適正化の推進

広域行政の検討、行財政改革の徹底等による行財政運営の効率化・簡素化の推進などについて助言等を行い、管内市町の行財政運営の適正化を図る。

(12) 協働の地域づくりの推進

地域で活動する若者や行政の若手職員で構成する「おきたま元気創造ラボ」による地域の魅力の発掘・発信や若者の定着・回帰に向けた取組み等、若者の視点による地域活性化を推進する。

(13) 文化の振興

置賜総合支庁と置賜管内の市町・芸術文化団体で構成する「置賜文化フォーラム」を通して、地域住民の文化活動への支援や、地域文化を担う人材の育成等の事業を展開するとともに、「置賜文化ホール」の管理運営や同ホールで行われる各種イベントの開催支援等により、置賜地域の文化の振興を図る。

(14) 地域公共交通対策の推進

乗合バス、鉄道、デマンド交通等の地域公共交通の維持・確保のため、市町や事業者と連携し、利便性向上等の取組みを推進する。

また、高校生や高齢者に欠かせない交通手段であり、地域への観光誘客等でも重要な役割を担う「フラワー長井線」について、沿線市町と連携して施設設備の維持・修繕に係る支援を行うとと

もに、地域全体のマイレール意識の高揚を図りながら、利用拡大の取組みを推進する。

併せて、県内鉄道の利用拡大と地域活性化を図るために設置された「やまがた鉄道沿線活性化プロジェクト推進協議会」について、置賜ワーキングチームを運営していく。

(15) 移住交流の推進

県、置賜地域の市町及び関係団体で構成する「置賜地域移住交流推進協議会」を通して、移住先としての置賜の魅力を発信する。

(16) 防災安全業務

① 危機管理対策

ア 緊急事態に迅速かつ的確に対応するための危機管理体制を強化するとともに、関係機関との連携により安全・安心な防災体制の充実・強化を図る。

イ 東日本大震災に伴う避難者に対し、管内市町や関係機関、ボランティア団体と連携しながら、今後の暮らし相談会の開催等に参画することによりニーズに応じた支援を行う。

② 防災対策

ア 大規模災害発生時の応急対策を迅速かつ円滑に行うために策定している「おきたまファーストアクション」に基づき、初動体制の強化と災害対応能力の向上を図るため、図上防災訓練及び支部設営訓練等を実施する。

イ 自主防災組織の育成・強化を図るため研修会や情報・意見交換会等を開催するとともに、住民の防災意識を高めるため、出前講座の開催や啓発冊子の配布を行う。

ウ 近年の災害発生状況等を踏まえ、各市町地域防災計画の整備に対する支援を行う。

③ 消防対策

ア 山形県消防協会各支部（東南置賜・西置賜）と連携しながら、防火思想の普及啓発を図り、火災予防に努める。

イ 各市町等が実施する消防演習等へ参画し、防災意識の向上を図る。

④ 保安対策

ア 高圧ガス保安法、液化石油ガス法、火薬類取締法、武器等製造法及び電気工事業法等に基づく申請・届出に係る事務を適正に執行する。

イ 事業者に対する保安検査及び立入検査等を実施し、事故防止を図る。

ウ 事業者等に対し、安全確保及び安全管理に関する指導を行う。

⑤ 国民保護対策

ア 山形県国民保護計画に基づく総合支庁活動マニュアルの充実を図る。

イ 各市町の国民保護計画に基づく各種マニュアルの整備に向けた協力・支援等を行う。

(17) 交通安全対策の推進

置賜地区交通安全対策協議会等を推進母体として、交通安全対策の総合的な推進を図るとともに、管内市町、関係機関・団体と連携を密にしながら、交通安全県民運動等を積極的に展開し、啓発を図る。

(18) 消費者行政の推進

置賜消費生活センターに専門の消費生活相談員を配置し、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せに適切に対応する。また、消費者教育コーディネーターを配置し、消費者安全のための情報提供や、消費生活出前講座・研修会を実施することにより、消費者トラブルの解

決及び未然防止に努める。

(19) 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

管内市町、関係機関・団体等との情報・意見交換、県民の防犯意識の高揚を図るための広報・啓発や情報提供を行い、安全で安心なまちづくりの総合的な推進を図る。

(20) 出納事務

総務課出納室は 19 課（室）・公所、西置賜総務課は 11 課（室）・公所を所管し、次の業務を担当する。

① 支出負担行為の確認審査及び支出事務

会計事務の処理にあたり、財務関係法令等に基づき適正に執行するとともに、事前審査及び事前確認を推進し、積極的な事務改善の検討、経費執行の合理性、効率性の観点からも審査を行う。

② 管内公所会計事務研修会

諸規定の改正や会計事務処理上の留意事項について指導助言、疑問点の討議等を行い、会計事務の適正化と会計事務担当者の資質向上を図る。

③ 会計事務の指導及び検査

会計事務の適正な執行を期するため、財務規則第 24 条の規定及び令和 7 年度会計事務の指導及び実地検査の基本方針に基づき、会計局とともに指導実地検査を実施する。指導及び検査の対象期間は、原則として現年度（検査実施日の属する月の前月末まで）の会計事務全般について行う。

④ 物品等競争入札参加資格審査申請の受付及び審査

令和 7・8 年度物品等競争入札参加資格者名簿の登録及び変更等の申請並びに令和 9・10 年度の登録に係る申請の受付・審査を行う。（令和 9・10 年度名簿登載に係る受付期間：令和 8 年 11 月 1 日～令和 9 年 1 月 31 日）

⑤ 物品・役務調達システムの利用登録申請の受付

総合支庁における物品・役務調達システムの利用登録申請の受付を行う。（随時）

税務課（西置賜税務室）

1 基本方針

（1）税務事務の公平・適正な執行と納税意識の啓発・納税秩序の確立

税務職員は、県税の役割とその重要性を十分に認識し、常に公平・適正な賦課徴収の実現を図りながら税収の確保に努めるとともに、自主納税の推進及び納税環境の整備のほか、滞納処分の厳正かつ効率的な執行を図ることによって、納税意識の啓発と納税秩序の確立に努める。

（2）信頼される税務事務の推進と綱紀の保持

税務職員は、納税者に対しては、常に誠実な態度で応接し、適切な指導助言を行い、信頼される税務事務の推進に努めるとともに、その執行にあたっては、県民全体の奉仕者としての自覚と誇りを持ち、県民の負託に応えられるよう、綱紀の保持に努める。

（3）税務事務の効率化と組織の活性化

税務職員一人ひとりが自らの能力を活かすとともに、組織として統合力を発揮し、専門化・複雑化する税務行政を効率的かつ効果的に執行する。また、管理職員等を中心に人を育む職場環境の整備に努めるとともに、職員が協力し合い、互いに意欲と能力を高め合いながら組織の活性化を図っていく。

2 業務目標

- （1）税務行政の適正な執行と効率化
- （2）税務職員研修の充実
- （3）国・管内市町等との協力体制の強化
- （4）自主納税・納期内納税の推進
- （5）計画的・効率的滞納整理及び進行管理の実施
- （6）滞納処分・換価処分の厳正な執行
- （7）個人住民税に係る収入未済額縮減のための取組の実施
- （8）危機管理体制の確立
- （9）管理事務の適正な執行

3 事業内容

令和7年度 県税調定収入状況（令和8年3月末現在）

（単位：百万円、％）

税目	県 全 体				置 賜 総 合 支 庁			
	調定額	調定伸長率	収入済額	収入率	調定額	調定伸長率	収入済額	収入率
個人県民税	41,640	113.9	32,263	77.5	6,757	113.4	5,053	74.8
法人県民税	2,596	101.2	2,563	98.7	391	92.7	385	98.5
* 県民税利子割	483	366.7	483	100.0	—	—	—	—
個人事業税	1,217	99.5	1,199	98.5	170	99.0	169	99.0
法人事業税	25,197	99.1	24,971	99.1	3,891	102.3	3,846	98.9
* 地方消費税	27,101	102.1	27,101	100.0	—	—	—	—
不動産取得税	2,115	107.3	2,048	96.9	362	73.8	337	93.2
* 県たばこ税	1,136	98.2	1,053	92.7	—	—	—	—
ゴルフ場 利用税	99	95.5	99	100.0	9	93.1	9	100.0
軽油引取税	8,550	100.2	7,242	84.7	505	110.6	448	88.7
* 自動車税 環境性能割	1,277	100.5	1,241	97.2	—	—	—	—
自動車税 種別割	15,259	98.9	15,230	99.8	2,494	98.5	2,489	99.8
鉦区税	2	100.0	2	100.0	1	100.0	1	100.0
狩猟税	3	104.7	3	99.8	0	75.9	0	100.0
産業廃棄物税	196	127.4	196	100.0	60	94.5	60	100.0
旧法による税	0	—	0	—	0	—	0	—
現 年 分 計	126,872	104.8	115,697	91.2	14,640	105.3	12,798	87.4
*の税目を 除く	96,875	105.3	85,818	88.6	14,640	105.3	12,798	87.4
滞納繰越分計	1,174	118.1	346	29.5	189	113.6	43	22.8
合 計	128,046	104.9	116,043	90.6	14,829	105.4	12,841	86.6

・項目ごとに端数処理しているため、合計が合致しない場合がある。

Ⅱ 保健福祉環境部

- 1 保健企画課（検査室）
- 2 生活衛生課
- 3 地域保健福祉課
- 4 こども家庭支援課
- 5 環境課

保健企画課（検査室）

1 基本方針

第8次山形県保健医療計画に基づく「医療従事者（医師・看護師）の確保・定着」、「医療機能の分化・連携、病床規模の適正化の促進」、「生活習慣病予防・重症化予防」、「生涯にわたる健康な食事と減塩対策の促進」、「医療・介護連携の推進」に関わる事業を推進し、地域住民に安心して信頼できる保健・医療・福祉サービスを提供していく。

- 地域の保健・医療・福祉を支える医師・看護師等の確保・定着のため、積極的な臨床研修医研修・地域医療実習の受入れや、将来の医療従事者確保にもつながる看護職の人材育成に取り組んでいく。
- 置賜地域保健医療協議会（置賜地域医療構想調整会議）や置賜地域病床機能調整ワーキングにおける調整を通じて、管内の医療機能の分化・連携、病床規模の適正化を促進する。
- 高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、置賜地域での良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、入院、外来、在宅医療、介護との連携、人材確保等を含む医療提供体制全体の課題解決を図る新たな地域医療構想を検討・策定する。
- 受動喫煙防止対策や糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防事業、生涯にわたる健康な食事と、適塩プロジェクトなどによる減塩対策事業により、生活習慣病予防・重症化予防等を推進する。
- 「置賜地域入退院調整ルール」の推進や保健・医療・福祉の多職種連携を図り、地域に根ざした医療・介護の連携強化を促進する。
- 医療機関・薬局等への立入検査により、医療提供サービスの安全・安心を確保するとともに、健康危機管理・食品衛生対策の科学的裏付けとして、迅速かつ信頼性の高い検査データを提供していく。
- 健康危機対処計画（感染症編）に基づく研修・訓練の実施等により、平時から健康危機に備えた体制の整備を図る。また、感染症の発生動向を把握し、迅速かつ的確に対応することで感染拡大防止を図るとともに、地域に向けた情報発信、関係機関との連携体制の構築等により、感染症対策を推進する。

2 業務目標

- (1) 保健医療計画等による医療提供体制の確保
- (2) 保健・医療・福祉の連携推進
- (3) 健康づくりと栄養改善の推進
- (4) 人材の育成
- (5) 災害時医療体制等の健康危機管理体制の確立
- (6) 適正な医療と医薬品等の安全性確保
- (7) 救急医療体制の整備
- (8) 血液確保対策の推進
- (9) 迅速で信頼性の高い検査データの提供
- (10) 感染症対策の推進

3 事業計画

(1) 保健医療計画等による医療提供体制の確保

- ① 置賜地域保健医療協議会（置賜地域医療構想調整会議）による施策の推進
 - ア 保健医療計画に掲げる関連事業及びKPIの進捗状況の確認・評価
 - イ 置賜地域医療構想調整会議及び病床機能調整ワーキングによる地域医療構想の進捗状況の検証と病床機能の調整
 - ウ 紹介受診重点医療機関の設定
- ② 新たな地域医療構想の策定に向けた取組み
新たな地域医療構想の検討・策定のための関係者間の情報共有や協議。
- ③ 保健医療計画の中間見直しに向けた取組み

保健医療計画の中間見直しのための関係者間の情報共有や協議。

(2) 保健・医療・福祉の連携推進

① 在宅医療の充実

地域医療介護総合確保基金の活用や置賜地域保健医療協議会在宅医療専門部会での議論を踏まえた下記取組みを実施。

- ア 在宅医療に関する医療関係者向け研修・セミナーの開催
- イ 在宅医療提供体制の整備（訪問診療・訪問看護・訪問薬剤管理指導等の推進）
- ウ 住民向け啓発（在宅医療・人生会議（ACP）・看取りの理解促進）
- エ 訪問看護ステーションの機能強化（研修会・連携強化検討会の実施）
- オ 高齢者施設等における看取り体制の整備支援
- カ 高齢者施設等向けマニュアルの活用促進と体制整備支援

② 介護との連携強化

- ア 置賜地域入退院調整ルールの特検・協議
- イ 在宅医療に必要な連携を担う拠点の支援
- ウ 介護支援専門員向け研修の開催による医療・介護の連携強化

③ かかりつけ医機能の確保

かかりつけ医機能報告の確認結果に基づき、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討。

(3) 健康づくりと栄養改善の推進

① 健康やまがた安心プラン推進事業の実施

「健康長寿日本一の実現」に向け、生涯を通じた健康づくりを促進するため、関係機関と連携し、生活習慣病の発症予防や重症化予防、高齢者の健康づくりを推進

- ア めざせ適塩！8gチャレンジ健康支援事業の実施
働く世代への適塩(食塩の適正量摂取)、野菜・果物の摂取促進によるバランスの取れた食生活の定着と生活習慣病予防による、健康寿命の延伸促進
- イ 糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防事業の実施
特定健診等の受診促進による早期発見や生活習慣改善による発症予防、保険者や医療機関と連携し、地域と一体となった取組みにより重症化予防を促進
- ウ 地域在宅栄養指導体制支援事業の実施
地域における低栄養予防、重症化予防を推進するため、医療機関や地域栄養支援拠点等と連携し、食支援の体制構築を推進
- エ 喫煙対策総合推進事業の実施
改正健康増進法、県受動喫煙防止条例に基づく施設管理者への支援等、受動喫煙防止対策の徹底を図るとともに、出前講座などによる普及啓発
- オ 減塩・ベジアッププロジェクトの推進
健康的な食生活の普及・定着を通して、生活習慣病予防を推進
- カ 歯科・口腔の保健に関する啓発活動の実施
生涯にわたり歯科口腔機能の維持向上のため、歯科検診の受診促進やオーラルケアを啓発

② 栄養改善推進事業の実施

- ア 特定給食施設等に対する援助及び管理指導
- イ 特別用途食品、誇大表示に係る助言指導
- ウ 食品の栄養成分表示に係る助言指導

③ 生活習慣病対策推進事業の実施

- ア 栄養施策担当者会及び栄養・食生活関連事業研修会の開催
- イ 栄養・食生活改善団体の支援
- ウ 地域保健・職域保健連携推進会議の開催
- エ 健康増進事業評価検討会の開催
- オ 出前講座による生活習慣病予防等普及啓発

④ 管理栄養士、栄養士関係事務

- ア 管理栄養士、栄養士免許交付等事務
- イ 管理栄養士養成課程公衆栄養学臨地実習生の指導
- ⑤ 国民健康・栄養調査の実施
- ⑥ その他の健康増進事業(熱中症対策、入浴事故予防対策など)

(4) 人材の育成

- ① 地域保健従事者現任教育推進事業の実施
 - ア 管内市町保健師等人材育成研修会の開催
 - イ 地域保健従事者人材育成研修会及び検討会の開催
- ② 研修医・医学生・看護学生等の地域実習受入れ及び看護師養成所への講師対応
- ③ 看護師確保対策
 - ア 小中学生及び高校生向け「看護師の仕事を学ぶ学習会」の開催
 - イ 看護職PRパンフレットの作成・配布
 - ウ 置賜保健所ホームページによる看護職関連情報発信
- ④ 訪問看護師を対象としたスキルアップ研修会の開催

(5) 災害時医療体制等の健康危機管理体制の確立

- ① 地域災害医療連絡調整会議の開催
 - ア 置賜地域保健医療福祉調整本部（二次医療圏層）の体制整備、関係機関との連携強化
 - イ 災害時の情報共有・連絡体制を関係機関に周知
- ② 災害時危機管理研修会の開催
 - 災害時の公衆衛生活動体制構築に向けた初動体制整備・研修会の開催
- ③ 新型インフルエンザ等の新興感染症への対応
 - 健康危機対処計画（感染症編）に基づき、相談対応や積極的疫学調査、濃厚接触者等の健康観察に迅速かつ的確に対応できる体制の整備

(6) 適正な医療と医療品等の安全性の確保

- ① 適正な医療の確保
 - ア 医療機関等への立入検査の実施
 - イ 病院、診療所、歯科技工所及び施術所等に係る許認可事務（医療法等）
 - ウ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の免許関係事務
 - エ 腎バンク・骨髄バンク等の普及啓発
- ② 医療品等の安全性の確保
 - ア 薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業者、毒物劇物販売業者等に対する監視指導の実施（医薬品医療機器等法、毒物・劇物取締法）
 - イ 薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業者、毒物劇物販売業者等に係る許認可事務（医薬品医療機器等法、毒物・劇物取締法）
 - ウ 麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法等に基づく取締りの実施
 - エ 麻薬取扱者の免許申請事務
 - オ 無承認・無許可医薬品（健康食品等）の監視・指導
 - カ 薬物乱用防止キャンペーン活動等による普及啓発

(7) 救急医療体制の整備

- ① 救急医療業務の円滑な運営の推進
 - 「置賜地区救急医療対策協議会」において、関係機関及び団体と救急医療対策に係る情報共有や協議を行う。
- ② メディカル・コントロール体制の充実
 - 「置賜地区救急医療対策協議会」メディカル・コントロール部会において、救急救命士への指示・指導・助言及び事後検証、再教育等について協議し、メディカル・コントロール体制を整備する。
- ③ 小児救急医療啓発事業の実施
 - 乳幼児の保護者等を対象に小児科医による講習会を開催し、小児の急病時対応等について普及啓発を図る。
- ④ 応急手当（AED使用方法を含む）の普及啓発

「置賜地区救急医療対策協議会」において、応急手当に関するイベントを開催し、地域住民への普及啓発を図る。

(8) 血液確保対策の推進

- ① 市町と連携した効果的な献血事業の推進
- ② 献血推進員による協力団体等の確保と献血思想の普及啓発

(9) 迅速で信頼性の高い検査データの提供

- ① 行政検査（保健衛生の指導・監視等を推進するための検査）
 - ア 食品衛生検査施設における検査等業務管理（GLP）に基づく微生物学・理化学的検査
 - イ 突発事案による試験検査（感染症・食中毒等）
 - ウ HIV抗原抗体迅速検査
 - エ 細菌検査（県腸管出血性大腸菌感染症対策要領）
 - オ 検体の管理（県発生動向調査事業）
- ② 依頼検査（市町、住民、学校、事業所、食品営業施設及び医療機関等）
 - ア 腸内細菌検査（給食・水道従事者、福祉施設入所者等の健康診断）
 - イ 検体検査（食品、環境由来）
 - ウ 細菌学的検査（給食・食品営業施設のふき取り）
 - エ 浴槽水・冷却塔水の検査
 - オ 大腸菌ベロ毒素検査及び細菌同定検査
- ③ 試験検査業務の適正管理（迅速で信頼性の高い検査成績を提供）
 - ア 標準作業書の整備及び改定
 - イ 内部精度管理の実施
 - ウ 外部精度管理の受検
 - エ 検査機器等の管理及び保守点検の実施
 - オ 試薬・微生物株及び廃棄物等の適正管理
- ④ 調査研究（検査業務上の問題点や地域課題に対する調査研究会発表等）
 - ア 食中毒の原因究明、感染症の感染源調査
- ⑤ 試験検査による衛生教育（臨床研修医・看護学生等対象）
 - ア 食中毒及び感染症発生時における検査室の対応
 - イ 食品衛生及び感染症予防と微生物検査
- ⑥ 試験検査の技術支援（管内医療機関への微生物検査技術支援・検査情報提供）
 - ア 腸内細菌検査（赤痢菌、腸チフス、パラチフス、コレラ菌、腸管出血性大腸菌等）
 - イ 検査担当者研修会の開催
- ⑦ 検査機関に対する立入調査
 - ア 環境課及び環境科学研究センターと連携し、公共用水域水質測定委託業者に対し立入調査を実施

(10) 感染症対策の推進

- ① 感染症発生動向調査事業
 - ア 感染症法に基づく感染症サーベイランス（NESID）の運用管理、医療機関からの全数又は定点把握による届出集約及び情報還元
 - イ インフルエンザ様疾患の集団発生報告の受理
 - ウ 社会福祉施設等における感染症等発生報告の受理
- ② 感染症対策
 - ア 感染症発生時防疫活動
 - ・発生届に伴う疫学調査の実施及び接触者等に対する健康診断の勧告
 - ・感染症診査協議会（一般）への就業制限報告
 - イ 感染症対策の推進
 - ・高齢者福祉施設及び児童福祉施設等の職員に対する研修会の実施、指導及び助言
 - ・医療法に基づく医療機関立入による院内感染対策の指導及び助言
 - ウ 予防接種
 - ・副反応報告及び事故報告、BCG接種によるコッホ現象報告の受理、進達

- ③ 新型インフルエンザ等対策（新興・再興感染症対策を含む）
- ア 発生時防疫活動
 - ・発生届に伴う積極的疫学調査の実施及び接触者等に対する検査誘導、入院調整
 - ・感染症診査協議会への入院勧告及び就業制限、公費負担申請に対する諮問
 - イ 感染症対策の推進
 - ・連絡調整対策会議、研修会等の開催
 - ・関係施設等に対する指導及び助言
- ④ 結核医療対策
- ア 感染症診査協議会（結核関係）
 - 入院勧告及び就業制限、公費負担申請に対する諮問
 - イ 定期病状調査
 - 病状把握が困難な者に関する医療機関への情報提供依頼
 - ウ 指定医療機関の指定
 - 感染症法に基づく指定医療機関の申請及び届出の受理
- ⑤ 保健所結核対策
- ア 結核患者管理
 - ・患者の登録管理
 - ・発生届に伴う疫学調査の実施及び患者・家族等への指導
 - ・山形県結核患者 DOTS（直接服薬確認療法）推進事業による患者支援、コホート検討会の実施
 - イ 管理検診及び接触者健康診断の実施
 - ・結核患者管理検診及び接触者健康診断業務委託契約
 - ・管理検診及び接触者健康診断の勧告
 - ウ 出前講座の実施
- ⑥ 結核予防費補助金交付事業
- 私立学校長及び社会福祉法人等の施設の長が実施する定期健康診断に要する経費の助成を行う。
- ⑦ 後天性免疫不全症候群対策
- ア エイズ、性器クラミジア感染症、梅毒に関する相談及び血液検査
 - イ 世界エイズデー、HIV検査普及週間に合わせた相談・血液検査（受付時間拡大）及びキャンペーンの実施
- ⑧ ウイルス性肝炎総合対策
- ア B型肝炎、C型肝炎に関する相談及び血液検査
 - イ 肝臓週間に合わせたB型肝炎、C型肝炎ウイルス相談・血液検査（受付時間拡大）
 - ウ 肝炎ウイルス検査後の陽性者のフォローアップ
 - エ 肝炎専門医療機関での初回精密検査費用及び定期検査費用助成に関する申請受付
 - オ 肝炎医療費助成制度及び肝がん・重度肝硬変医療費助成制度に関する申請受付

生活衛生課

1 基本方針

- 食品営業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場、興行場等の生活衛生関係営業は、県民生活に不可欠なサービスを提供し、生活の質の向上に重要な役割を担っている。
このため、サービスを受ける住民の立場を基本に、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、消費者・利用者の健康と利益を守るとともに健全な経営を推進するため、関係法令に準拠して施策を推進する。
- 人と動物の調和のとれた共生社会の実現を目指し、動物愛護思想の普及啓発と狂犬病をはじめとする動物による健康や財産への危害防止を図る。
- 水道は県民生活に必要な不可欠なライフラインであり、飲用水が安全かつ安定的に供給されることが重要であるため、水道事業者等に対し適正な衛生管理等について指導・助言していく。

2 業務目標

- (1) 食品営業施設における衛生管理の向上と食中毒予防に関する知識の普及啓発
- (2) 動物の適正管理の推進
- (3) 動物愛護思想の普及啓発
- (4) 生活衛生関係事業者の自主的な衛生管理の推進
- (5) 入浴関連施設におけるレジオネラ症の発生防止
- (6) 水道施設等の適正な管理の推進

3 事業計画

(1) 食品営業施設における衛生管理の向上と食中毒予防に関する知識の普及啓発

■食品衛生事業

① 食品衛生監視指導

- ア 「食品衛生監視指導計画」に基づき、食品、添加物、器具及び容器包装の生産、製造、加工、流通及び販売施設を監視指導し、食品事業者に対し法令遵守と自主衛生管理の推進を図る。
- イ 流通食品について、農薬や動物用医薬品の残留検査、食品の規格・基準検査、放射性物質検査を実施する。
- ウ 農林水産部局と連携し、食品供給行程（フードチェーン）における監視指導を実施する。
- エ 学校、社会福祉施設及び病院等の集団給食施設に対し、関係機関と連携を図りながら監視指導を実施する。
- オ 提供食数の多い、旅館、弁当屋及び仕出屋に対し重点的に監視指導を実施する。
- カ 食品の適正な表示について監視指導を実施するとともに、食品表示の相談に関し関係機関と連携し指導を行う。

② 食中毒予防対策

- ア 食中毒が多発する夏季及び食品流通量が増加する年末の監視強化月間に、効率的で効果的な監

視指導を行う。(7月：夏期食品等監視強化月間、12月：年末食品等監視強化月間)。

イ ノロウイルス食中毒の多発する時期(11月～3月)を中心に、住民、食品等事業者に対し講習会やパンフレット等により注意喚起する。

ウ 10月(キノコ食中毒予防月間)を中心に、住民、農産物販売所及び食品等事業者に対しパンフレットや地域メディア等によりきのこに関する正しい知識の普及啓発を実施する。

エ 出張セミナー等により、家庭における食中毒予防についての啓発を行う。

③ HACCPに沿った衛生管理への対応

食品事業者による衛生管理の「見える化」を進めるため、HACCPによる衛生管理の徹底に向けた指導、助言を行う。

※ HACCP：事業者が原材料の入荷から製品出荷までの全工程に係る食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を重点的に管理し、安全性を確保する衛生管理手法。

④ 営業者による自主管理体制の確立

置賜地区食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員の活動を支援し、営業者や食品衛生責任者による自主管理体制の確立を推進する。

■調理師関係事業

調理師試験の周知、調理師免許に関する事務を行う。

■乳肉衛生事業

- ① 「食品衛生監視指導計画」に基づき、乳、乳製品、食肉、食肉製品及び水産食品の安全確保のため、取扱施設に対し監視指導を実施する。
- ② 食肉を原因とする食中毒予防のため、特に9月(食肉衛生月間)に、食肉処理業、食肉販売業及び食鳥処理場に対する監視指導を実施する。
- ③ 「山形県ふぐ取扱指導要綱」に基づき、ふぐ取扱営業者に指導を徹底する。
- ④ 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食鳥処理が適正に行われるよう監視指導を行う。
- ⑤ 生食用食肉の安全性を確保するため、生食用食肉加工施設に対する監視指導を強化し実施する。

(2) 動物の適正管理の推進

- ① 市町及び公益社団法人山形県獣医師会と連携し、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の実施について啓発し、無登録犬及び未注射犬の一掃を図る。
- ② 「山形県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、けい留されていない犬の捕獲を行う。
- ③ 犬による咬傷事故や苦情の発生を防止するため、飼い主に適正管理の指導を行う。
- ④ 猫の多頭飼育問題の解決のため、社会福祉部署等と連携し、飼い主に適正飼養の指導を行う。

(3) 動物愛護思想の普及啓発

- ① 動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な飼養の普及啓発、愛護精神の醸成を図る。
- ② 動物の習性や避妊去勢手術の重要性について普及啓発する。
- ③ 飼い主からの犬又は猫の引取りについては、相応の事由によると認められ、止むを得ない場合はこれを引き取るが、可能な限り終生飼養することや、飼い主自らが譲渡先を探すよう説諭する。
- ④ 公共の場において負傷した犬または猫等の通報を受けた場合は収容する。
- ⑤ 飼い主の事情で飼えなくなった犬・猫について、新たな飼い主を探すため、総合支庁に飼い主が

利用できる「犬猫の新しい飼い主探し掲示板」を設置し、活用を推進する。

- ⑥ 保健所が捕獲した犬並びに引取り等した犬及び猫について、新しい飼い主への譲渡事業を実施する。
- ⑦ 動物取扱業登録及び特定動物の飼養（保管）許可に係る監視指導を実施する。

（４）生活衛生関係事業者の自主的な衛生管理の推進

■化製場等に関する事業

- ① 市町及び関係部局と連携し、化製場及び死亡獣畜取扱場の適正管理を指導する。
- ② 死亡獣畜の適正処理について関係者への指導を行う。

■生活衛生関係事業

- ① 「生活衛生監視指導計画」に基づき、営業衛生関係施設への監視指導を行うとともに、事業者の自主管理を推進する。
- ② 建築物における衛生的な環境を確保するため、特定建築物及び知事登録業の営業所への監視指導を行う。
- ③ 遊泳用プールの衛生及び薬品管理等の安全確保を図るため施設確認、助言等を行う。

■温泉関係施設

- ① 温泉利用の適正化を図るため、温泉利用施設の衛生管理及び源泉管理状況について立入検査を実施し、必要な指導を行う。
- ② 温泉利用施設内の温泉成分等、利用上の注意事項及び利用に関する情報の適正な掲示について指導を行う。

（５）入浴関連施設におけるレジオネラ症の発生防止

入浴施設におけるレジオネラ症の発生を防止するため、公衆浴場及び旅館等の入浴施設の衛生管理の徹底を指導する。また、浴槽水のレジオネラ自主検査実施の徹底を図る。

（６）水道施設等の適切な管理の推進

- ① 上水道、簡易水道及び専用水道施設に立入検査を行い、適正な維持管理及び衛生上必要な措置の遵守について、確認・指導する。
- ② 小規模水道設置者に対して、講習会を開催するとともに立入検査を実施し、「山形県小規模水道条例」に基づく消毒、水質検査及び健康診断等の維持管理が適切に行われるよう指導・助言する。
- ③ 業務用飲用井戸の利用者に対し、「山形県飲用井戸等衛生対策要領」に基づく飲用井戸の衛生確保について指導する。

地域保健福祉課

1 基本方針

急速な少子高齢化や人口減少に伴う様々な課題（単身高齢者の増加、孤独・孤立問題、支援する側の高齢化や担い手不足等）や物価高騰に伴う生活困窮など、地域が抱える課題は深刻化しており、地域住民の保健福祉行政に対するニーズは増大かつ多様化している。

このような状況に的確に対応した施策を行うため、関係市町や関係団体との緊密な連携を図りながら、各福祉制度の適正な運用に万全を期すとともに、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、地域の特性を活かした事業を積極的に推進する。

また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、こころの健康づくりや自殺対策等を管内市町並びに保健・医療・福祉・教育・警察等関係機関と連携して推進する。

2 業務目標

- (1) 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進
- (2) 高齢者福祉の推進
- (3) 障がい者福祉の推進
- (4) 地域福祉の推進
- (5) 社会福祉法人の適正な運営の推進
- (6) 生活困窮者対策の推進
- (7) 地域精神保健福祉対策の充実・強化

3 事業計画

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進

- ① 管内市町の包括的支援体制整備推進に向けた情報交換会や研修会を実施する。
- ② 障がいのある方の地域定着や社会参画を後押しするため、障がい者森林体験事業や、障がい者就労事業所製品の販売促進の取組みを進める。
- ③ 障がい者等用駐車場利用証やヘルプマークの交付など、配慮が必要な方への支援を行う。

(2) 高齢者福祉の推進

- ① 介護保険法の適正実施
指定基準に基づいて介護保険事業所等を指定するとともに、その適正な運営を図るため、介護保険事業者等に対する指導を徹底する。令和6年度の報酬改定を受け、引き続き改定内容の周知等、適切な給付費請求に係る指導を強化する。
- ② 老人福祉施設等の適正な運営の確保
老人福祉法の規定に基づく有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム等の適正な運営を図るため、有料老人ホーム立入検査、社会福祉施設指導監査等を通じて指導を徹底する。
- ③ 施設従事者による虐待の防止
上記指導等を通じ、施設従事者による虐待の防止に向けた取組みを事業者に徹底させるとともに、相談・通報案件への速やかな対応を図る。

(3) 障がい者福祉の推進

① 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の適正実施

指定基準に基づいて障がい福祉サービス事業者等を指定するとともに、その適正な運営を図るため、障がい福祉サービス事業者等に対する指導を徹底する。令和6年度の報酬改定を受け、引き続き改定内容の周知等、適切な給付費請求に係る指導を強化する。

② 施設従事者による虐待の防止

上記指導等を通じ、施設従事者による虐待の防止に向けた取組みを事業者に徹底させるとともに、相談・通報案件への速やかな対応を図る。

③ 障がい者の地域定着や社会参画の促進

市町等が参画する「置賜地域障がい者就労活動活性化協議会」の活動として、障がい者就労事業所製品の販売促進や一般就労に向けた取組みを行うほか、農福連携の普及促進を図るための地域部会や現地研修会の開催、障がい者が安心して森林を散策できる森林体験事業の取組みを進める。

④ 身体障害者手帳、療育手帳の交付

身体障害者手帳に関する各種申請書の進達、手帳の交付及び療育手帳の発行、交付及び台帳の整備を行う。

（４）地域福祉の推進

地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動を研修会の開催等により支援する。

（５）社会福祉法人の適正な運営の推進

主に高齢者及び障がい者に係る社会福祉法人の運営や会計処理、財務状況等について適正な運営が図られるよう、社会福祉法等に基づき指導監査を実施するとともに、適正な運営について助言・指導する。

（６）生活困窮者対策の推進

① 生活保護法による支援

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、その困窮の程度に応じ、生活保護による保護費等の支給、医療・介護の給付等を迅速に実施するとともに、関係機関及び各種団体と連携した生活状況や課題の把握及び自立に向けた支援を行う。

② 生活困窮者自立支援法による支援

生活困窮者に対して、自立相談支援、就労準備支援、子どもの学習・生活支援等を迅速に実施し、困窮状態からの早期脱却及び自立を促進する。

また、生活困窮者自立支援会議を通じて、関係行政機関や各種団体等と情報を共有し、支援対象者の把握及び支援につなげる。

（７）地域精神保健福祉対策の充実・強化

① 精神保健福祉法に基づく対応

自傷他害のおそれのある精神障がい者等に関する申請・通報等に対して適切に対応する。また、措置入院した精神障がい者等の退院後支援を強化する。さらに、措置入院・医療保護入院等の事務、精神科病院の現地指導検査、精神障がい者台帳の整備等を行う。

② 精神保健福祉施策の推進

精神障がい者の家族教室、出前講座等により、地域住民に対して精神保健福祉に関する知識の普及啓発を図るとともに、精神科医師による定期相談や保健師による随時の相談（面接・電話）・訪問指導、ケース検討会等により精神障がい者等への支援を行う。

また、置賜地域自殺対策推進会議や支援者向け研修会等を開催して自殺対策を推進するとともに、自殺予防週間や自殺対策強化月間でキャンペーンに取り組む。

さらに、関係機関との連携による置賜地域精神保健福祉連絡会議や研修会等を開催し、関係機

関の支援技術の向上と連携強化を図るとともに、精神障がい者の退院促進と地域への定着に向けた課題共有と意識醸成を行う。

こども家庭支援課

1 基本方針

少子高齢化や人口減少が進行するなか、置賜地域においても核家族化や住民の生活様式の多様化が進み、地域住民の保健福祉行政に対するニーズは増大・多様化している。

政府においても、2030年までが少子化トレンドを反転することができるラストチャンスとして、多様なこども・子育て政策を取りまとめた「こども未来戦略」を令和5年12月22日閣議決定され、国のこども・子育て政策が大幅に強化された。

このような状況に的確に対応した施策を行うため、管内市町や関係団体との緊密な連携に努めながら、結婚・出産・子育てを一貫して支援する体制の構築を図り、保健・福祉の両面から「地域で子どもを安心して生み育てる環境づくり」を推進する。

また、難病患者が地域の中で安心して生活できるよう、難病患者やその家族への支援体制の整備を推進する。

2 業務目標

- (1) 子ども・子育て支援の推進
- (2) 結婚支援の推進
- (3) 子どもの貧困対策・ひとり親家庭等福祉対策の推進
- (4) 児童福祉の推進
- (5) 困難女性及びDV被害者支援の推進
- (6) 男女共同参画の推進
- (7) 青少年健全育成の推進
- (8) 母子保健対策の推進
- (9) 発達障がい児及び医療的ケア児の支援の推進
- (10) 難病等対策の推進

3 事業計画

(1) 子ども・子育て支援の推進

① 地域全体で子育てを応援する環境づくり

地域の子育て支援に携わるNPO法人、市町、関係機関等で構成する「置賜地域みんなで子育て応援団」の活動を通し、地域全体で子育てを応援する気運の醸成を図るとともに、地域食堂（子ども食堂）関係者の交流の場づくりや、子育て情報誌「おきたま子育て応援ガイド」の発行、子育て情報サイト「ウキウキたむたむ」の運営等により、管内の子育て支援関連の情報発信を強化する。また、『おきたま「セブンワーク」見える化事業』を実施し、子育て世帯での育児やPTA等の7つの分野の仕事を評価し、家事負担感の軽減につながるパンフレットを作成し、子育ての負担感低減に向けた機運の醸成を図る。

② 子育て支援サービスの充実

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援に向けて、各市町に設置している「こども家庭センター」の事業充実・質の向上を図るため、事業内容の情報交換や研修等を実施する。また、延長保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育など、多様化する保育ニーズに対応した特別保育機能の充実に向けた支援を行う。

③ 放課後児童クラブへの支援

放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、放課後児童クラブの運営に対する支援及び指導員の研修を行う。

④ 児童福祉施設等の整備

保育所及び認定こども園等の児童福祉施設、放課後児童クラブの新設や増改築等の施設整備に対し支援する。

(2) 結婚支援の推進

管内市町、関係機関との連携を一層強化し、情報共有を図り、管内結婚支援者の活動を促進するためのスキルアップ研修会や情報交換会の開催等により、広域的な結婚支援活動を推進する。

(3) 子どもの貧困対策・ひとり親家庭等福祉対策の推進

① 子どもの居場所づくりの推進

子どもの貧困問題に対応するため、「山形県こども・子育て笑顔プラン（令和7年度から11年度）」に基づく取組みを推進するとともに、子ども食堂関係者の情報交換会等を実施し、「子どもの居場所づくり」の拡大・定着に向けた取組みを支援していく。

② 児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給

児童を監護するひとり親家庭の親等に対して児童扶養手当を支給するほか、障がい等を有する児童の監護者に対して特別児童扶養手当、重度障害児（者）に対して特別障害者手当、障害児福祉手当を支給する。

③ 母子・父子・寡婦の自立支援

ひとり親家庭の生活安定と自立促進のため、関係機関と連携を図りながら、子育て・生活・就労のための相談支援等を行うとともに、修学資金等必要な母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

(4) 児童福祉の推進

① 児童福祉施設等の運営指導

保育所や認定こども園等の児童福祉施設に対する指導監査、認可外保育施設に対する立入調査、児童に係る社会福祉法人の指導監査を実施し、法令等に基づく適正な事業運営及びサービスの質の向上が図られるよう助言・指導を行う。

② 市町福祉行政に係る助言及び情報提供

地方自治法の規定に基づく技術的助言として、児童福祉法、児童三手当関係法等の適正な事務の執行を図るため、管内市町に対して助言・指導を行う。

(5) 困難女性及びDV被害者支援の推進

困難を抱える女性への相談・支援及び「置賜地域配偶者暴力相談支援センター」として、DV被害者の保護と相談・支援を実施するとともに、置賜地域困難女性及びDV被害者支援調整会議の開催により関係機関相互の連携を図る。

(6) 男女共同参画の推進

女性活躍推進のため、自分らしく生きる女性のロールモデルを動画等の媒体で発信し、地域における男女共同参画社会づくりのための普及啓発活動を積極的に展開する。

(7) 青少年健全育成の推進

「山形県子ども・子育て笑顔プラン（令和7年度から11年度）」に基づき、管内市町、関係機関・団体、県民との連携を密にしながら、「大人が変われば子どもも変わる」県民運動や、青少年健全育成条例に基づく立入調査の実施、置賜地区青少年育成連絡協議会の運営など、青少年健全育成のための各種施策を展開する。

(8) 母子保健対策の推進

① 母子保健推進事業等の実施

母子保健推進会議、実務者検討会及び技術研修会を開催し、母子保健について関係機関の連携・支援体制の充実を図る。

② 性と健康の相談センター事業の実施

性と健康の相談窓口として健康相談を実施するとともに、プレコンセプションケア（男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取組み）を推進するため、啓発活動等を実施する。

③ 妊産婦メンタルサポート事業の実施

妊娠期からの切れ目ない支援のため、ケース検討会及び市町や医療機関との連携会議・研修会等を実施する。

④ 長期療養児・小児慢性特定疾病児への支援

小児慢性特定疾病医療給付の支給認定等に係る申請受付事務及び相談を実施するとともに、長期療養児に対する療育支援や療育相談会を実施する。

⑤ 新生児疾患早期発見対策の実施

先天性代謝異常等検査による要精密検査者に対する受診勧奨、追跡調査等を行う。

(9) 発達障がい児及び医療的ケア児の支援の推進

① 発達障がい児・者への支援体制の整備

置賜地域の発達障がい児・者への支援体制を構築するため、関係機関との連携強化や継続的な支援についての検討を行うとともに、関係者向けの研修会を開催する。

② 医療的ケア児支援の推進

置賜地域の医療的ケア児とその家族が安心して生活するための切れ目ない支援体制づくりに向けて、管内の関係機関が一堂に会する「置賜地域医療的ケア児支援連絡会」を開催し、医療的ケア児の現状の把握と情報共有及び地域課題の抽出を行い、必要な支援策について

協議する。

③ おきたま安心療育基盤づくり事業の実施

発達特性のある子や医療的ケア児とその保護者が安心して地域生活を送れることを目指し、関係機関が連携して地域の療育支援体制の推進を図るため、支援者向け研修会や事例検討会を開催するとともに児童発達支援事業所等連絡会を実施する。

(10) 難病等対策の推進

① 特定医療費（指定難病）助成事業の実施

指定難病に関する特定医療費支給認定等の申請受付事務のほか、必要に応じて難病患者とその家族との面接・相談・助言等を実施する。

② 難病患者地域支援対策推進事業の実施

在宅の重症難病患者を地域でサポートするため、保健・医療・福祉関係者と連携して支援計画を作成し支援するとともに、難病患者とその家族の療養上の不安の軽減を図るための訪問指導を実施する。

③ 難病対策地域協議会の開催

難病患者に関わる保健・医療・福祉・就労等の関係機関との情報共有と連携を図り、置賜地域における難病患者への支援体制を整備する。

④ 原爆被爆者援護対策の実施

原爆被爆者に対し、健康診断の実施や各種手当の申請受付を行う。

環 境 課

1 基本方針

環境法令に基づく各種届出や許可等の事務を適正に遂行するとともに、置賜地域における環境の保全に資するため、脱炭素社会形成の推進、自然公園や鳥獣保護・管理等の自然環境保全、廃棄物の適正処理・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進、水大気環境保全のための監視等、各種施策に取り組む。

2 業務目標

- (1) 脱炭素社会形成の推進
- (2) 自然環境保全の推進
- (3) 廃棄物の適正処理・3Rの推進
- (4) 環境保全の推進

3 事業計画

(1) 脱炭素社会形成の推進

① 再生可能エネルギー地域導入等の促進

産学官金連携の「置賜地域脱炭素社会形成推進協議会」における情報共有・交換のほか、再生可能エネルギーを巡る動向や課題を踏まえたテーマ設定による啓発事業の開催や県の支援制度の紹介等により、継続して再生可能エネルギー等の活用及び省エネルギーによる脱炭素社会の推進を図り、「ゼロカーボンやまがた 2050」（2050年までに二酸化炭素排出の実質ゼロ）の実現を目指す。

② 地球温暖化防止活動の推進

「置賜地域地球温暖化対策協議会」と連携して、地球温暖化対策の普及啓発活動を行う。

また、置賜総合支庁として、「やまがたECOマネジメントシステム」に基づき、エコオフィス運動による環境負荷低減の取組みを行う。

(2) 自然環境保全の推進

① 自然公園の保全

ア 磐梯朝日国立公園に自然公園管理員を、沼ノ口湿原及びヌルマタ沢・野川自然環境保全地域に自然環境保全地域管理員をそれぞれ配置し、登山者への注意喚起や違反行為の監視、施設の適正な維持管理、自然環境の保全業務等を行う。

イ 自然公園等に関する開発事業の情報収集を行うとともに、許認可事務を適正に執行する。

ウ 自然公園等の安全な利用や植生の保護のため、登山道等の刈払い補修整備を行う。

② 鳥獣保護・管理の推進

ア 野生生物の保護と人間社会との調和を図るため、鳥獣保護管理法に基づく各種計画の下に市町や関係団体等との連携を密にし、鳥獣の保護・管理対策を実施する。

イ 野生鳥獣による農作物被害や人身被害の防止を図るため、適正に有害鳥獣の捕獲許可を行うとともに、適正かつ安全な狩猟を推進する。

ウ 管内全市町に鳥獣保護管理員を配置し、鳥獣保護区等の管理及び捕獲者への注意喚起等を行う。

エ 高病原性鳥インフルエンザの家きんへの感染を防止するため、関係機関と連携して死亡野鳥の監視を行う。

③ 水資源の保全

水資源保全条例に基づき、水資源保全地域における土地取引等及び開発行為の事前届出に関する審査及び指導等を行う。

(3) 廃棄物適正処理・3Rの推進

① 産業廃棄物適正処理の推進

ア 産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対して監視指導を行う。

特に、廃棄物の中間処理・最終処分を行う産業廃棄物処理業者については、重点的に監視を行う。

イ 廃棄物最終処分場や廃棄物焼却施設について、地域住民の安全・安心の確保のため、搬入される廃棄物、放流水、排出ガス等の検査を行い、適正に維持管理されているかを確認する。

ウ 長期間放置され地域で問題となっている廃棄物について、関係機関と連携して撤去等の改善に向けた取組みを行う。

② 不法投棄防止対策

ア 市町・関係団体と組織する「置賜地区不法投棄防止対策協議会」において、不法投棄のパトロール（強化月間：5月、10月）を実施するほか、地域住民と協働し不法投棄防止のための普及啓発及び不法投棄箇所の原状回復を行う。

イ 不法投棄、野外焼却について、廃棄物適正処理監視員によるパトロールを行うほか、不法投棄常習箇所には監視カメラ等を設置し、不法投棄を抑止する。

③ 循環型社会の形成推進

企業や県民のライフスタイルにおいて、3Rの取組みが定着するよう、フードドライブ等の啓発事業を実施するとともに、自動車リサイクル法等に基づく指導を行う。

④ PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物やPCB使用製品が適正に処理されるよう、PCB適正処理推進員を配置し、保管事業者等に対する適正処理の指導等を行う。

(4) 環境保全の推進

① 水環境の保全

ア 水質汚濁防止法に基づき、特定事業場の立入検査を実施し、特定施設の設置状況や排水の水質基準遵守状況を監視指導する。

イ 「公共用水域水質測定計画」及び「地下水水質測定計画」等に基づき、河川、湖沼及び地下水の水質汚濁状況を監視するとともに、油の河川流出や魚類のへい死などの水質汚濁事故の緊急時には、市町や関係機関と連携し、被害拡大防止、再発防止の対応を行う。

ウ 生活排水対策を進めるため、浄化槽設置整備事業等を実施している市町において適正な交付金支出となるよう事務手続に関する指導・助言を行う。また、法定検査未受検の浄化槽管理者に対し、関係機関と連携して受検勧奨等を行う。

② 大気環境の保全

ア 大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設等の立入検査を実施し、施設の設置状況やばい煙等の排出基準遵守状況を監視指導する。また、解体現場などにおいて、石綿の飛散防止を図るため監視指導を徹底する。

イ 大気汚染防止法に基づき、県では大気中の光化学オキシダント、PM2.5等の汚染物質を常時監視しており、人の健康等への被害のおそれが生じた場合には、マニュアルに基づき必要な対応を行う。

③ 化学物質対策

ア ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定事業場の立入検査を実施し、特定施設の設置状況や排出ガス等の排出基準遵守状況を監視指導する。

イ フロン排出抑制法に基づきフロン類の適正回収を進めるため、充填回収業者への登録の指導、並びに登録業者、第一種特定製品の管理者及び解体工事現場等への立入検査等により、法令遵守の指導や助言を行う。

Ⅲ 産業經濟部

- 1 地域産業経済課（観光振興室）
- 2 農業振興課
- 3 農業技術普及課（産地研究室）・西置賜農業技術普及課
- 4 農村計画課
- 5 農村整備課・西置賜農村整備課
- 6 森林整備課（森づくり推進室）
- 7 家畜保健衛生課

地域産業経済課（観光振興室）

1 基本方針

- (1) 産業労働部等と連携を図りながら、産業振興施策と一体となった安定的な雇用・就業対策を推進し、産業人材の確保を図るとともに、企業の生産性向上を促進し、企業収益と県民所得の向上を図る。
- (2) 国内外の変化や新たなビジネスチャンスに対応するため、地域ものづくり資源の活用、産業人材の育成、企業間ネットワークの強化や産学官金の連携により、地域の稼ぐ力の向上を図る。
- (3) 地域の農産物の利用拡大を推進し、おきたまの農と食のブランド力を高める。
- (4) 置賜ならではの付加価値の高い滞在型旅行商品の造成や、戦略的な情報発信、外国人観光客の受入れ促進などに取り組み、観光・交流の拡大を図る。
- (5) 部内予算を適正に執行管理するとともに、公共事業に係る入札・契約事務を適正かつ効率的に実施する。

2 業務目標

- (1) 商工行政の円滑な推進
- (2) 高い付加価値を創出するものづくり産業の競争力の強化と産業人材の育成・確保の推進
- (3) 「農林水産業」における農産物利用拡大による農業者等の所得向上
- (4) 置賜ならではの資源を戦略的に活用した誘客の促進とインバウンドの拡大
- (5) 事業、予算の適正かつ効率的な執行

3 事業計画

(1) 商工行政の円滑な推進

- ① 中小企業相談窓口の設置
やまがた産業支援機構の経営支援アドバイザーとともに、地域中小企業の身近な相談窓口として、創業や経営全般に関するサポートを行う。
- ② 商工会議所、商工会の運営指導
小規模事業者の経営改善や創業支援等に取り組む商工会議所に対して助成を行うとともに、管内の商工会議所及び商工会の運営指導を行う。
- ③ 中小企業等協同組合の運営指導
中小企業等協同組合法に基づき中小企業者が組織する事業協同組合等の運営指導を行う。
- ④ 岩石採取の適正化
採石法に基づき、岩石採取計画の認可、立入検査の実施による採石場の災害防止を図りながら、適正な岩石採取の指導を行う。

⑤ 労働相談

労働相談員（社会保険労務士）を配置し、労使関係全般に関する諸問題について、個別具体的な相談に応じる。

（２）高い付加価値を創出するものづくり産業の競争力の強化と産業人材の確保・育成

① 新技術の移転等による新たな価値の創出

新技術等移転によるイノベーションの促進や地域内外の取引拡大の動きを加速させ、地域企業の新たな強みの創出による付加価値、収益力向上を図る。

② 若手技術者と次世代ものづくり人材の育成

地域の高い技術力を活かした産学連携によるものづくり技術の向上を推進し、若手技術者と次世代のものづくり人材の育成を図る。

③ 次代を見据えた企業間ネットワーク化の促進

ものづくり企業間のネットワークとこれを支える産学官金の連携態勢の強化により、地域企業の持続的発展と収益力向上を支援し、地域産業の活性化を図る。

④ 産業人材確保のための若者の県内定着・回帰の促進

商工団体や管内市町と連携し、若者等の県内定着・回帰に向けた取組みを推進する。

（３）「農林水産業」における農産物利用拡大による農業者等の所得向上

① 農林漁業者が取り組む農産物利用拡大の促進や、食品製造業者との連携拡大

- ・ 農産加工事業者・食品製造業者を対象に、商品力・商談力向上を学ぶ場や、商談の契機となる場を設ける。
- ・ 補助事業の活用等により、事業者の発展段階に応じた支援を行う。

② 農産物利用拡大に向けたPR

- ・ 道の駅や産地直売所及びその主力商品である農産加工品をPRするリーフレットを作成する。

（４）置賜ならではの資源を戦略的に活用した誘客の促進とインバウンドの拡大

① 置賜地域の観光関係者と一体となった広域観光プロモーション

- ・ JR米坂線（米沢駅～今泉駅間）開業100周年を契機とした誘客企画を実施する。
- ・ アドベンチャートラベルや歴史などの観光素材を活かした広域観光プロモーションを実施する。

② 旅行商品造成と誘客への働きかけ

- ・ 管内DMO等と連携した滞在型旅行商品造成等を推進する。
- ・ 置賜地域の観光事業者等と連携し、地域が一体となったセールスチームによる旅行エージェントに対する旅行商品造成の働きかけや各種協議会等と連携した観光PRを展開する。

③ 戦略的な観光情報の発信

- ・ 観光ポータルサイトやSNS等を活用した戦略的な情報発信を行う。
- ・ 「道の駅米沢」を起点とした置賜全域への広域周遊を促進する。
- ・ 近隣県（福島・新潟・宮城）や県内他地域との連携による両地域の観光資源を生かした誘客対策や観光PRの強化に取り組む。

④ 外国人観光客の受入れの促進

- ・ 口コミサイト等の活用法を学び実践に結び付けるセミナーを実施し、インバウンド受入れ環境の整備に取り組む。
- ・ 国内での招請事業や商談会の機会を活用し、置賜地域の観光に係る情報提供、プロモーション活動を実施する。

⑤ 観光案内機能を担う人材の育成

- ・ 観光客と直に接する観光ボランティアガイドの質の向上を図り、地域のホスピタリティ（おもてなし）を高める。

(5) 事業、予算の適正かつ効率的な執行

産業経済部各課（本庁舎）の各種事業に係る予算の適正な執行管理と、公共事業に係る工事・委託等の入札・契約から支払いまでの業務について適正かつ効率的に実施する。

農 業 振 興 課

1 基本方針

本県農業を取り巻く環境は、担い手の減少・高齢化とこれに伴う地域コミュニティの衰退により、労働力不足が深刻となっており、また、温暖化による農作物への影響や大規模自然災害の頻発化、燃料や資材価格の高騰など一層厳しさを増している。

このような状況に対応し、担い手や労働力の確保、生産基盤の整備、環境に配慮した農業の普及・推進など、置賜地域の農業の持続可能性向上を図るため、管内市町や関係団体と連携しながら、各種事業を展開する。

2 業務目標

- (1) 担い手や労働力の確保・経営力向上
- (2) 置賜産農産物の利用・消費の拡大
- (3) 需要に応じた米生産対策の推進
- (4) 重点振興品目を中心とした園芸産地の育成
- (5) 環境に配慮した農業の普及・推進
- (6) 「置賜生まれ・置賜育ちの米沢牛」の推進
- (7) 開発とバランスのとれた優良農地の確保

3 事業計画(事業内容)

「第4次山形県総合発展計画実施計画後期実施計画」(R7～R11)及び「第5次農林水産業元気創造戦略」(R7～R10)に掲げる取組みを着実に推進する。

『第4次山形県総合発展計画』及び『第4次山形県総合発展計画後期実施計画』や『第5次農林水産業元気創造戦略』の「基本戦略の取組方向」を踏まえ、また、管内の市町・農業団体等の計画の内容を考慮し、置賜地域農業の発展に向けて具体的に取り組む内容を示した「置賜地域農業振興指針」(R7～R11)の効果的な推進に向けた評価・検証を行う。

(1) 地域農政対策

① 地域計画実現に向けた伴走支援

- ・令和7年3月策定された地域計画(置賜管内89計画)の着実な実現に向け、市町担当者会議の開催や、ブラッシュアップに向けた伴走支援等を行う。

② 競争力の高い農業経営体の育成

- ・農業経営の法人化や競争力の高い経営体を育成するため、山形県農業経営・就農支援センターと連携し、経営課題の解決に向けて専門家派遣等の支援や研修会を開催するほか、高度な農業経営を学ぶ「やまがた農業ビジネス塾」の活用を促進する。
- ・生産性向上等を目的に、施設・設備の高度化などに取り組む個々の経営体や家族経営体、女性農業者など多様な担い手を支援するため、各種補助事業やセーフティネットの活用などに

よる支援を行う。

- ・置賜管内8市町及びJA山形おきたま等で構成する「置賜地域農業働き手確保対策意見交換会」を開催し、置賜地域の農業労働力の構成及び部門別・品目別の農業労働力の不足について情報を共有しながら、今後の労働力不足への対応について検討するとともに、外国人材の活用に取り組む。

③ 農業を支える人材・基盤づくり

- ・新規就農者の確保に向け、山形県農業経営・就農支援センターを中核に、就農の動機付け(就農相談)、準備(研修支援)、就農(助成金交付)、定着(技術指導)の各段階に応じた支援制度を整備していることから、これら制度の効果的な活用を図っていく。
- ・首都圏で開催される全国規模の就農希望者向けイベントへの出展とあわせ、管内で「産地体験ツアー」を開催し、置賜地域への移住・就農を提案することで、新規就農者の掘り起こしを行う。

④ 農業団体等への指導

- ・農業協同組合、農業共済組合、漁業協同組合の健全な経営を確保するため、法令に基づき必要な指導監督を行う。

⑤ 有害鳥獣対策

- ・有害鳥獣被害軽減に向け、交付金や県単事業により、市町それぞれの実状に応じた支援策を展開する。
- ・各種研修会等による、鳥獣及び鳥獣対策に関する知識の取得、地域一体となった被害防止体制の構築、地域における被害対策指導者の育成を支援する。

⑥ 農地利用の調整

- ・農業の近代化や健全な発展を図るため、市町の「農業振興地域整備計画」の変更に係る指導や同意を行うとともに、農地転用の統制のための許可事務を行う。
- ・戦後の農地改革時の未処分国有地の管理や自作農創設特別措置法に基づき買収や売渡した未登記農地の調査・管理を行う。

(2) 生産振興対策

① 需要に応じた米生産対策の推進

- ・関係機関・団体が一体となって「生産の目安」に沿った作付けと水田のフル活用により、需要に応じた米生産を推進する。
- ・国は令和9年度から水田政策を大きく見直すとしているため、国から示される情報を注視し、入手した情報の速やかな生産者への周知に向け、関係機関と連携しながら取り組んでいく。

② 重点振興品目を中心とした園芸産地の育成

- ・置賜地域のぶどうのブランド化を図るため、総合支庁・関係市町・JA等で構成する「置賜ぶどうブランド化推進会議」において、高品質大粒種ぶどうの組織的な生産拡大の推進や、プロモーション活動の取組みなどを展開していく。
- ・「えだまめ」、「アスパラガス」「ダリア」の生産拡大に向け、JA、市町、総合支庁等で構成する生産拡大推進会議において、方策やアクションプランに基づいた取組みを展開していく。

③ 環境に配慮した農業の普及推進

- ・環境保全と県産農産物の安全性確保に向けて、環境に配慮した農業の導入を推進するとともに、有機JASやGLOBALG. A. P. など各種認証制度の取得を支援する。

④ 生産基盤整備

- ・地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な施設等の整備や農業機械、生産資材の導入、土づくりに係る経費を支援する。
- ・気候変動や今般の燃油・資機材高騰を受け、温暖化対策技術や省エネ化の実施に対する支援を行う。

(3) 流通対策

① 置賜産農産物の利用・消費の拡大

- ・市町や農業団体との密接な連携の下、大都市圏において情報発信を実施し置賜の農と食のブランド力を高めるとともに、近隣県での産直フェアの開催や観光と連携したキャンペーンの展開等により置賜地域への誘客と消費を促していく。
- ・置賜の食を積極的に応援するグリーンフラッグ店等において、季節の農産物等のタイムリーな情報発信を行うとともに、大学生による食の魅力発信など、SNS等の各種媒体を活用しながら積極的に情報を発信するなどして、置賜産農産物や食文化等を積極的にPRする。

② 山形おきたま伝統野菜・郷土ふるさと食材の生産・消費の拡大

- ・伝統野菜・郷土食材を用いた料理・菓子を提供する「あがやエフェア」や、伝統野菜の調理法を紹介する料理教室の開催等により、伝統野菜等の知名度向上や消費拡大を図る。
- ・需要拡大が見込まれる品目や生産者の減少が懸念される品目について、関係機関と連携し、生産者の掘り起こしや安定生産に向けた技術指導、各種補助事業により生産拡大を図るとともに、種子の保存に取り組む。

(4) 畜産振興対策

① 和牛の増頭等の取組み

ア おきたまの和牛繁殖成績向上事業、やまがたの和牛増頭戦略事業

- ・米沢牛の更なるブランド化に向けて課題となっている子牛生産の拡大に向けて、分娩間隔の短縮技術の普及と繁殖雌牛の増頭、肉用牛一貫経営への移行を推進する。

イ 地域内自給飼料利活用実証事業、自給飼料生産対策事業

- ・自給飼料の生産利用を拡大し畜産経営の安定化を図るため、子実用トウモロコシの生産利活用拡大等の取組みを支援する。

② 生産基盤拡大への支援

ア 畜産生産持続強化支援事業

- ・畜産に関する諸情勢に左右されない力強い畜産経営を実現するため、生産基盤の強化やICT技術活用による省力化、暑熱対策などに関する施設整備を支援する。

イ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

- ・畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、収益力強化や持続性向上に向けた施設整備、及び畜産環境問題への対応に必要な施設整備及び機械のリース導入を支援する。

③ 畜産経営の安定に向けた支援等

ア 家畜排せつ物の適正な管理及び利用の指導

イ 養豚、やまがた地鶏、養蜂の生産振興

ウ 農場HACCP、JGAP（家畜・畜産物）認証農場・推進農場の普及推進

④ 環境保全型農業の推進

- ・環境保全効果の高い営農活動を普及拡大するため、取組みを行う農業者団体等を支援する。

農業技術普及課（産地研究室）・西置賜農業技術普及課

I 農業技術普及課・西置賜農業技術普及課

1 基本方針

置賜地域の農業は、米を基幹作物として、果樹を中心とする園芸作物、酪農と米沢牛を主にした畜産の3つの柱で農業振興が図られてきた。

置賜地域の農業が直面する問題としては人口減少・高齢化等による担い手の減少、耕作放棄地の増加などであり、こうした課題に加え、持続可能な開発目標を契機に環境に配慮した生産活動や食生活への関心の高まりなど農業を取り巻く環境も大きく変化している。

このため、「山形県総合発展計画」「山形県農林水産業振興計画」及び「第5次農林水産業元気創造戦略」に基づき、県の「協同農業普及推進事業の実施方針」「置賜総合支庁運営プログラム」に示された推進方向に沿って、置賜農業の振興を図っていく。

2 業務目標

- (1) 新規就農者及び担い手の育成・確保
- (2) 生産性の高い農業経営体の育成と経営発展支援
- (3) 地域を支える水田農業の推進
- (4) 園芸作物のブランド力・産地力強化
- (5) 畜産の生産基盤の強化
- (6) 地域資源を活用した価値創出
- (7) 気候変動に対応できる産地への転換
- (8) 環境負荷を低減する取組みの拡大

3 事業計画（事業内容）

(1) 農業者の減少に対応した生産性の高い農業経営の確立

- ①新規就農者及び担い手の育成・確保
- ②生産性の高い農業経営体の育成と経営発展支援

【農業技術普及課】

- ・伴走型支援による地域農業を牽引する次世代リーダーの育成
- ・おきたまの未来を引き継ぐ新規就農者の育成
- ・新しい担い手を中心とした持続的なアスパラガス産地の構築

【西置賜農業技術普及課】

- ・地域農業を担う経営体の育成
- ・新規就農者の育成と地域への定着支援
- ・西おきたま米の高品位安定生産による持続可能な米産地づくり
- ・基本栽培技術の徹底と新技術の導入によるえだまめ生産性向上
- ・中山間地における露地花きの担い手育成

(2) 稼げる農業の実現に向けた戦略的な生産・流通・販売と産業連携

- ①地域を支える水田農業の推進
- ②園芸作物のブランド力・産地力強化
- ③畜産の生産基盤の強化
- ④地域資源を活用した価値創出

【農業技術普及課】

- ・異常気象に負けない水稻の高位安定生産と大規模経営体における安定生産対策
- ・持続可能な大豆栽培技術の推進～高品質安定生産と大豆有機栽培の実践～
- ・さくらんぼの高品質安定生産及び「やまがた紅王」の大玉生産の推進
- ・新たな担い手の栽培技術向上によるもっと儲かるもも産地の育成
- ・「シャインマスカット」の高品質果房生産と長期貯蔵を核とした大粒種ぶどうのブランド化推進
- ・新しい担い手を中心とした持続的なアスパラガス産地の構築（再掲）
- ・気候変動に対応した安定生産及び担い手育成によるりんどうの産地強化
- ・和牛繁殖＋稲作の複合経営農家における自給飼料利用の最適化支援
- ・農産加工事業の安定化に向けた新商品開発及び農産加工事業者の育成支援

【西置賜農業技術普及課】

- ・西おきたま米の高品位安定生産による持続可能な米産地づくり（再掲）
- ・大豆生産組織の経営安定に向けた収量・品質の向上
- ・さくらんぼの高品質安定生産の推進
- ・基本栽培技術の徹底と新技術の導入によるえだまめ生産性向上（再掲）
- ・中山間地における露地花きの担い手育成（再掲）
- ・飼料費低減および飼養管理技術向上による畜産担い手の経営改善
- ・農産加工事業の安定化に向けた新商品開発・事業者育成支援

(3) 気候変動に対応した環境と調和のとれた農業生産への転換

- ①気候変動に対応できる産地への転換
- ②環境負荷を低減する取組みの拡大

【農業技術普及課】

- ・異常気象に負けない水稻の高位安定生産と大規模経営体における安定生産対策（再掲）
- ・持続可能な大豆栽培技術の推進～高品質安定生産と大豆有機栽培の実践～（再掲）
- ・さくらんぼの高品質安定生産及び「やまがた紅王」の大玉生産の推進（再掲）
- ・気候変動に対応した安定生産及び担い手育成によるりんどうの産地強化（再掲）

【西置賜農業技術普及課】

- ・西おきたま米の高品位安定生産による持続可能な米産地づくり（再掲）
- ・さくらんぼの高品質安定生産の推進（再掲）

II 産地研究室

1 基本方針

置賜地域における園芸作物の振興を図り、農家所得の向上と産地基盤の強化に寄与するため、新しい技術の研究開発や優良な品種の選定等を関係機関・団体と連携しながら推進する。

2 業務目標

(1) 園芸作物基盤技術開発事業

置賜地域の主力となる花き品目について、省力・低コストを実現する生産性向上技術を開発する。アルストロメリアでは、高温期の品質向上対策として既存の地中冷却装置を利活用した簡易自動ミストによる飽差管理技術を開発する。ダリアでは、隔離床栽培での品種適応性及び施肥方法を検討する。

また、高温等異常気象に対応した安定出荷技術を確立するため、サクラ「啓翁桜」では気象データと環境モニタリングを活用した計画出荷・安定生産の実証、苗ものでは遮光・遮熱資材による生育改善効果を検討する。

農研機構が育成した日持ち性向上品種・系統について、品種の置賜地域での耐暑性・適応性を検証する。

(2) 地球温暖化対応プロジェクト総合戦略事業

温暖化に対応した野菜としてサツマイモの栽培適応性を検討する。

(3) 第4期山形枝豆日本一産地化プロジェクト事業

9月中旬出荷に適したえだまめ品種の選定と栽培技術を開発する。また、近年の地球温暖化に対応した気候変動対策技術の開発として、高温少雨を想定した灌水効果や大雨を想定した湿害対策技術について検討する。

(4) 葉茎菜類等産地強化プロジェクト事業

アスパラガスの置賜地域の主な作型である露地2期どり栽培において、春期収量の最大化を図るため、春期収穫終了時期を適切に判断できる指標を作成する。また、病害発生を軽減する簡易雨よけ栽培体系を確立する。

たらの芽については、新規生産者増加を加速させるため、置賜地域で産地拡大が進められている品種「あすは」を用いて、定植年から収益が得られる早期多収技術を確立する。

(5) 地域園芸産地技術開発・支援事業

置賜地域の伝統野菜であるオカヒジキの安定生産技術を確立するとともに、アスパラガス、えだまめ、ミニトマト、アルストロメリア、ダリア、りんどう等の栽培技術研究（技術実証、栽培展示等）や現場の緊急的課題への対応を行う。

3 事業計画（主な研究課題）

(1) 園芸作物基盤技術開発事業

- ① 花きの省力・低コスト化を実現する生産性向上技術の開発
 - ア アルストロメリアの環境制御・施肥改善による生産性向上技術
 - イ ダリアの隔離床栽培技術
- ② 置賜主要花き品目の安定生産技術の確立・実証
 - ア 啓翁桜での気象データと環境モニタリングを活用した計画出荷・安定生産の実証
 - イ 苗もの（パンジー）での遮光・遮熱資材による生育改善効果の検討
- ③ ダリアの耐暑性有望品種を用いた置賜地域での耐暑性・適応性評価

（２）地球温暖化対応プロジェクト総合戦略事業

- ① 温暖化に対応した野菜（サツマイモ）の品種適応性調査

（３）第４期山形枝豆日本一産地化プロジェクト事業

- ① 良食味えだまめの生産・鮮度保持及び気候変動対応技術の確立
 - ア 9月中旬出荷えだまめの品種選定と高品質安定生産技術開発
 - イ 高温少雨を想定した灌水効果
 - ウ 湿害・排水対策技術の検討

（４）葉茎菜類等産地強化プロジェクト事業

- ① アスパラガスの春期収量向上技術の開発
 - ア 立茎開始時期の判断指標作成
 - イ 簡易雨よけ栽培体系の確立
- ② 日本一たらの芽産地のV字回復に向けた技術確立
 - ア 早期多収技術の確立のための穂木養成方法
 - イ 「あすは」促成時期の検討

（５）地域園芸産地技術開発・支援事業

- ① 気候変動に対応したオカヒジキ安定生産技術の確立
 - ア 高温期安定生産技術の確立
 - イ 種子生産における高温少雨に対応する栽培技術の確立
- ② 地域園芸産地技術支援事業
 - ア アスパラガスの2期どり栽培における春どり期間の延長と夏秋期の草勢管理技術の実証
 - イ えだまめの発酵鶏ふんを活用した栽培技術の実証
 - ウ 露地ミニトマトの高品質安定生産の展示
 - エ アルストロメリアの置賜地域における新品種の栽培適応性調査
 - オ ダリアの地域選抜品種等の栽培適応性調査
 - カ りんどうの8～9月出荷品種の栽培展示
 - キ 現場の緊急的な技術課題の改善支援、調査

農 村 計 画 課

1 基本方針

(1) 農業・農村を持続的に発展させる生産基盤の強化

農地中間管理機構等と連携した農地の集積・集約化や、ほ場の大区画化等による低コスト化・省力化を図るための生産基盤の整備を推進するとともに、老朽化が進行する農業水利施設の長寿命化を図るための補修・更新整備や、施設の適正な維持管理を行うための体制整備に向けた取組を推進する。

また、基盤整備を契機とし、地域の特性を活かした収益性の高い作物への転換や、大規模園芸団地の形成に向けた取組を推進する。

(2) 農業生産が支える美しく活力ある農山村づくり

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、荒廃農地の発生防止対策や、地域の共同活動による農地保全管理を推進する取組を一層強化するとともに、農村活性化の中心を担う人材の育成や、地域住民が主体となった地域づくりに向けた取組を推進する。

また、近年激甚化・頻発化する自然災害に対応し、農村の安全・安心な暮らしを守るため、ため池の耐震化等災害の未然防止対策を進めるとともに、災害発生に備えた体制整備を推進する。

2 業務目標

- (1) 農業農村整備事業の調査・計画の実施
- (2) 団体営農業農村整備事業等の推進
- (3) 多面的機能維持向上活動の推進
- (4) 中山間地域等の振興支援
- (5) 農地地すべり防止区域の保全管理
- (6) 土地改良区運営適正化の推進
- (7) 農業水利権の取得・更新の指導
- (8) 地域づくり活動への支援

3 事業計画

(1) 農業農村整備事業の調査・計画の実施

農業農村整備事業管理計画に基づく事業実施に向けた調査・計画を行う。

① 農地整備事業等（県営土地改良事業の計画設計事業など）

農地整備事業に係る地域において、当該事業に必要な諸条件の調査を行い、低コストかつ高収益農業に資する実施計画を作成する。

・ 小白川中郷地区（飯豊町）	・・・	ほ場整備	A = 3 2 ha
・ 東田尻地区（白鷹町）	・・・	ほ場整備	A = 1 2 8 ha
・ 手ノ子まち地区（飯豊町）	・・・	ほ場整備	A = 1 1 ha
・ 叶水地区（小国町）	・・・	ほ場整備	A = 2 3 ha

- ・上郷堰地区（米沢市） . . . ほ場整備 A = 51ha

② 水利施設等保全高度化事業

効率的な水利用や水管理の省力化等に向けて実施する水利施設整備の事業計画を作成するとともに、事業実施を契機とした担い手への農地集積・集約化を推進する。

- ・黒井堰地区（南陽市、高島町） . . . 除塵機整備
- ・米沢2地区（米沢市） . . . 用水路整備
- ・鮎貝地区（白鷹町） . . . 頭首工整備

③ 農村地域防災減災事業

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進する。

- ・山居沢地区（南陽市） . . . ため池整備

(2) 団体営農業農村整備事業等の推進

① 農業水路等長寿命化・防災減災事業及び地域農業水利施設ストックマネジメント事業

団体営事業等で造成された農業水利施設について、機能保全計画に基づく施設管理の省力化や機能保全に必要な対策工事の実施を支援する。

また、小規模なため池を対象として、災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置、ため池の統廃合など、防災減災を目的とする対策工事の実施を支援する。

- ・鑓水沢地区（川西町） . . . ため池廃止
- ・芦沢地区（長井市） . . . ため池廃止
- ・唐沢1地区（南陽市） . . . ため池廃止
- ・高野沢地区（南陽市） . . . ため池廃止
- ・岩屋堂地区（南陽市） . . . ため池廃止
- ・二重平堤地区（飯豊町） . . . ため池廃止
- ・飯豊地区（飯豊町） . . . ため池浚渫
- ・飯豊6地区（飯豊町） . . . JR横断工
- ・草岡地区（長井市） . . . 用排水路
- ・毛無沢・山の下地区（川西町） . . . 揚水機
- ・東沢地区（川西町） . . . 排水路
- ・松岡1地区（小国町） . . . 頭首工
- ・宮原地区（長井市） . . . 用水路
- ・白川2地区（飯豊町） . . . 取水樋門
- ・中島地区（南陽市、川西町） . . . 揚水機

② 農地耕作条件改善事業

経営規模の拡大や戦略作物・地域振興作物の生産を促進し農業の体質強化を図るため、農地・農業用水利施設等の整備をきめ細かく支援する。

- ・椿地区（飯豊町） . . . 区画拡大
- ・飯豊5地区（飯豊町） . . . 自動給水栓

③ 農業集落排水事業

「山形県全域 生活排水処理施設整備基本構想」に基づき、農業用排水の水質保全や農村地域の生活環境の改善等を図るため、生活排水処理施設の整備を支援する。

④ 災害復旧事業

農地及び農業用施設に関する災害復旧事業の調査・指導並びに技術支援を行う。

⑤ ため池の減災対策

「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく防災工事の必要性を判断するための耐震性点検、劣化状況及び決壊の危険性を早期に把握するための定期的な点検や、ため池の状況を速やかに把握するための管理・監視体制の強化を推進する。

⑥ 地籍調査事業

国土調査法に基づき、市町が主体となって行う一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積の測量調査を支援・指導する。

・米沢市 ・南陽市 ・高島町 ・長井市 ・白鷹町 ・飯豊町

(3) 多面的機能維持向上活動の推進

農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動の円滑な実施に向けた助言・指導を行う。また、水田の雨水貯留機能を活用した「田んぼダム」に取り組む活動組織に対し、多面的機能支払交付金制度（国庫補助）を活用した取組を支援する。

(4) 中山間地域等の振興支援

① 中山間地域等における農地の保全（国庫補助・県単独補助）

中山間地域等において、将来に向けた農業生産活動を継続し荒廃農地の発生防止を図るため、1期5年間の協定を結んで活動する組織に対し、中山間地域等直接支払交付金制度（国庫補助）を活用した取組を支援する。また、地域の農地等維持管理継続支援事業（県単独補助）を活用し、地域の多様な人材や組織、他の集落との話し合いにより作成した計画に基づき、農地を含んだ地域の管理に必要な省力化機材の導入を支援する。

② 中山間地農業ルネッサンス事業（国庫補助）

「中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画」に基づく、地域特性を生かした活動の推進や各種支援事業の優遇措置により、中山間地農業の持続的発展を支援する。

③ 棚田地域の振興

棚田地域の振興に取り組む地域に対する、棚田地域振興法に基づく活動計画の策定支援や活動に対する指導・助言を行う。また、棚田基金を活用した都市住民等の活動参加ネットワークの構築・運営、地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の保全・利活用活動等を支援する。

(5) 農地地すべり防止区域の保全管理

管内の農地地すべり防止区域を適正に保全管理するため、関係自治体と連携し、施設の永続的な機能発現に向けた補修工事の実施及び地元巡視員配置による監視活動を行う。

・杉沢地区（米沢市） ・小滝地区、酒町地区、上萩地区（南陽市）

(6) 土地改良区の適正な運営の推進

土地改良区の組織・運営基盤の強化を推進するとともに、適正な業務運営を図るため、土地改良法に基づく土地改良区検査及び運営に関する各種調査、役職員に対する助言・指導等を行う。

(7) 農業水利権の取得・更新の指導

県が有する農業水利権の取得・更新を計画的に進めるとともに、土地改良区等団体が有する水利権の取得・更新に係る指導を行う。また、地域用水に係る水利権に対する指導を行う。

- ・野川白鷹地区（長井市・白鷹町・飯豊町）
- ・・・水利権調整

(8) 地域づくり活動への支援

① 農山村地域の活性化（第4次総合発展計画 置賜地域実施計画（後期）の推進）

農山村地域等の豊富な資源を活かした産業の振興や地域間交流など、農林業を起点とした元気な地域づくりに向けた話し合いや行動計画づくりを支援する。

② ふるさと農村地域活性化基金事業

農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民や団体の活動を支援する。

- ・農村環境保全指導員の配置（8市町）
- ・地域コミュニティ形成を目的とした活動へのアドバイザー派遣

③ やまがた未来(みら)くる農村イノベーション関係事業

地域が主体となった課題解決の取組に対し、地域診断や地域づくりワークショップのプログラム作成などにより、実践に移行するまでのノウハウを提供するとともに、行動計画づくりを支援する。（元気な農村(むら)づくり総合支援事業）

また、計画策定を契機に、地域を元気にする新たな取組を支援するためのスタートアップ事業や企業とのマッチング事業を展開し、動き出そうとする地域を総合的に支援する。さらに発展形として、持続可能な農村地域の形成を目指し、集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者が連携して設立する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を支援する。

④ 職員出前講座の実施

地域住民が参加する集会（学校や自治会、NPOなど地域の各種団体）を対象として、農業農村地域にある自然環境や農業、そして水利施設の役割等を体感する学習などを支援する。

農村整備課・西置賜農村整備課

1 基本方針

競争力の高い農業経営体の育成に向けて、担い手への農地集積・集約化及び高収益作物への転換を後押しする農業生産基盤の整備、農業水利施設の保全・管理対策を推進する。併せて、農村の安全・安心な暮らしを守る農業水利施設等の防災・減災対策を推進する。

2 業務目標

- (1) 担い手への農地集積・集約化による経営規模の拡大や低コスト化・省力化を図るとともに、高収益作物の導入等による効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けて、ほ場の大区画化、農道の拡幅及び用排水路の管路化等の農業生産基盤の条件整備を実施する。
- (2) 農業水利施設の効率的利用、機能の維持・保全及び長寿命化を図るため、施設の管理体制の強化対策と計画的な補修・更新工事等を実施する。
- (3) ため池決壊等の災害を未然に防止し、農村の安全・安心な暮らしを守るため、農業水利施設等の防災・減災対策工事を実施する。

3 事業計画

(1) 農業生産基盤整備

①水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	6 地区	平成 29 年度～令和 12 年度
②水利施設整備事業（農地集積促進型）	1 地区	令和 2 年度～令和 10 年度
③農地整備事業（経営体育成型）	1 2 地区	平成 28 年度～令和 20 年度
④農地整備事業（機構連携型）	5 地区	平成 30 年度～令和 14 年度

(2) 農地等保全管理

①農村地域防災減災事業（ため池）	7 地区	平成 25 年度～令和 13 年度
②農村地域防災減災事業（用排水施設）	5 地区	平成 30 年度～令和 20 年度
③農村地域防災減災事業（河川応対）	3 地区	令和 5 年度～令和 10 年度
④農村地域防災減災事業（特定管水路等）	1 地区	令和 7 年度～令和 13 年度

(3) 土地改良施設維持管理

①基幹水利施設管理事業	6 地区	平成 8 年度～
②水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	3 地区	令和 7 年度～
③国営造成施設管理体制整備促進事業	3 地区	平成 12 年度～

合 計 5 2 地区

森林整備課（森づくり推進室）

1 基本方針

平成 28 年 12 月に制定された「やまがた森林ノミクス推進条例」（通称）に基づき、「やまがた森林ノミクス加速化ビジョン～第 3 次山形県森林整備長期計画～」(令和 3 年 3 月策定)の実現に向け、令和 7 年 3 月に策定された第 5 次農林水産業元気創造戦略(令和 7 から 10 年度)による実行計画に即して各施策を着実に実施する。

また、置賜地域の豊かな森林資源を積極的に活用することで、木を植え、育て、使い、再び植える「緑の循環システム」を構築し、林業振興や雇用の創出を図り、地域の活性化につなげる。

そのため、川上（造林・素材生産部門など）、川中（製材・加工部門など）、川下（住宅建築部門や消費者など）のそれぞれの段階に応じて、木材の生産から加工、利用までの施策を着実に展開していく。

2 業務目標

(1) 「川上対策」

健全で豊かな森林づくり・県産木材の安定供給・再造林の推進

(2) 「川中対策」

多様な森林資源の利活用推進・地域産木材の加工流通体制の強化

(3) 「川下対策」

県産木材の率先利用・木造建築を担う人材育成等

(4) 「川上から川下までの総合的な対策」

森林ノミクスを支える人材の育成・確保、県民参加の森づくり、森林・自然環境学習等の推進

3 事業計画

(1) 「川上対策」

① 森林境界の明確化、高性能林業機械の活用、施業集約化と再造林の推進

- ・伐採跡地の再造林が着実に進むよう、自彊会や財産区有林等大規模森林所有者への植栽の提案や森林組合等との施業情報の共有及び市町への再造林後の下刈り等嵩上補助の要請を行い、再造林面積の拡大を図る。
- ・森林境界の明確化を図るため、航空レーザー測量等を活用した森林境界の明確化を推進する。
- ・素材生産量の増加に向けて公有林を核とした提案型施業集約化を推進し、計画的で実効性ある森林整備により持続的で収益性の高い森林経営を推進する。
- ・各種国庫補助事業を活用し、林道、作業道等の路網整備を進めるとともに、高性能林業機械の導入を推進する。

② 森林の保全、森林病虫獣害対策

- ・保安林の適正な管理と併せ、治山事業や森林病虫獣害等防除事業により森林の公益的機能の持続的な発揮に努めるとともに、活力が低下した里山や荒廃した森林を計画的に整備する。
- ・置賜森林病虫害獣害対策協議会を主体として、クマ剥皮被害状況の把握、被害防止対策技術（縄巻き法や忌避材塗布等）の普及と防除意欲の喚起を図り、地域一体となった防除活動を推進し

ていく。

- ・南陽市、高島町で発生した大規模林野火災跡地の森林再生に向けては、両市町と連携して取り組んでいく。

③ 森林経営管理制度

- ・市町村が主体となって取り組む「森林経営管理制度」については、県では市町村に対して、林業経営に適した森林か否かの判断に関する技術的なアドバイスを行うとともに、県・市町村・関係団体で構成する「森林管理推進協議会」において、森林経営管理制度を運用する上での課題や成功事例を共有するなど、市町に対する支援を行っていく。
- ・地域の森林管理や林業を担う人材を育成するため、森林経営計画の作成や森林境界の明確化、ICT技術の活用等の研修会の開催に取り組む。

(2) 「川中対策」

① 置賜産木材の加工流通体制の拡充・強化

- ・乾燥・品質・性能が保証された置賜産 JAS 製材品の認知度を向上させ、木材需要の低い非住宅分野への利用拡大を促進していく。
- ・置賜産木材の需要掘り起こしを行いながらチップ以外の用途拡大に向けた検討を行うとともに、需要者と供給者の取引拡大につなげていく。

② 間伐材等を有効活用するための搬出支援

- ・林地残材の利用拡大を図るため、集成材向けのラミナ用材やペレット等のバイオマス燃料として利用するための搬出経費を支援する。

③ 特用林産物の流通の安定化

- ・特用林産物の流通拡大及び生産振興を推進していくため、各種補助事業の活用により支援する。
- ・小国町の野生きのこの安全性を確認するため、町と連携した取り組みを行う。

(3) 「川下対策」

① 山形の家づくり支援

- ・地域産木材の普及や利用拡大に取り組むとともに、補助事業により、県産木材を利用した住宅に加え店舗や事務所建設への支援を行う。

② 置賜産材需要安定化対策等

- ・置賜産木材の需要拡大を促進するため、素材生産業者や製材業者、建築士等を対象にした研修会を開催し、広葉樹利用に対する機運の醸成を図る。

③ 木造建築を手掛ける設計士の育成支援

- ・山形大学工学部建築・デザイン学科の学生等を対象として、三沢県営林を現地実習フィールドとして提供する支援等により、木造建築を手掛ける設計士の育成を支援していく。

(4) 「川上から川下までの総合的な対策」

① 林業経営体の経営基盤強化と林業労働力の育成・確保

- ・林業経営体の生産性向上や生産コストの低減など、経営基盤強化を図るため、高性能林業機械やICTなど先端技術の導入等を支援する。
- ・林業従事者の参入の促進を図るため、林業労働力確保支援センター等の関係機関と連携し、林業に関する情報や魅力を発信する。

② 森林整備の重要性の普及

- ・企業による絆の森づくり（管内9箇所）及び地域住民や市町による森づくりへの支援により

県民の森づくりへの参加を促進し、森づくり活動をとおして森林整備の必要性及び森林資源を利用しながら健全な森林を守り育てる重要性を普及するため、県民みんなで支える森林づくりを推進する。

- 緑の少年団等を対象に教材等を提供し活動を支援することで、森や自然に感謝できる豊かな心をはぐくみ、子どもの視野を広げ、地域を愛する気持ちの礎を築く「やまがた木育」を推進する。
- 源流の森センター内で未就学児童から小学校低学年児童の利用を想定した木製遊具等の整備を行うとともに、源流の森インタープリターの木育指導能力向上を図る。

家畜保健衛生課

1 基本方針

近年の国内における家畜衛生情勢は、高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)及び豚熱等の特定家畜伝染病が度々発生し、これらの影響が直接的な畜産業への被害に止まらず、社会的問題に及ぶ事態となっている。

特にHPAIについては、家きんにおいて、令和7年シーズン(シーズンは、海外から渡り鳥が飛来してくる概ね10月頃から翌春まで)は15道県23事例約552万羽の発生が確認(令和8年4月20日現在)されているが、令和2年度以降は、毎シーズン発生が確認されており、令和4年度シーズンは、過去最多となる26道県84事例、約1,771万羽で確認され、山形県においても、令和4年12月8日に庄内地域で発生があり、殺処分等の防疫措置が実施された。

また、豚熱については、飼養豚等において、平成30年9月9日に岐阜県で発生が確認されて以降、26都県103事例の発生が確認されており(令和8年4月20日現在)、山形県においても、庄内地域で令和2年12月25日に発生が確認され殺処分等の防疫措置が実施されたほか、令和3年12月25日には、隣県の発生農場から豚等が移入されたことに伴い、疑似患畜の殺処分等の防疫措置が実施された。

口蹄疫については、平成22年の宮崎県での発生以降、国内における発生は確認されていないが、アフリカ豚熱と共に、近隣諸国で継続的に発生しており、人や物を介した国内への侵入リスクは依然として極めて高い状況にある。

これら特定家畜伝染病を含めた主要な家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止のため、適時・的確な検査等の実施、農場における飼養衛生管理基準の遵守、生産者をはじめ関係機関・団体との緊密な連携による万一の発生に備えた防疫体制の構築を強化・推進していく必要がある。

一方、畜産業を取り巻く情勢については、国際情勢等の影響による飼料費・資材費の高騰、国際経済連携協定等の影響による産地間競争の激化など厳しさを増している。このような中、食品の安全と消費者の信頼の確保、畜産業の健全な発展に資するため、ワクチン接種による疾病予防など動物用医薬品の適正使用による疾病低減対策及び適切な飼養衛生管理に基づく健康な家畜・畜産物の生産を引続き推進していく必要がある。

2 業務目標

(1) 家畜防疫対策

家畜伝染病予防法に基づき、監視伝染病の発生を予防するため、以下のサーベイランス検査を行う。ヨーネ病(肉用繁殖牛・乳用牛)検査は今年度、乳用牛を対象として管内1市2町で行うほか、県外導入牛の着地検査、放牧事前検査において実施する。豚熱のワクチン接種については、繁殖豚及び新たに出生した子豚へ定期的に接種し、その後の免疫付与状況確認検査を実施する。牛伝染性リンパ腫検査は、対策に取り組む農場の抗体保有状況等を調査して、地域における公共放牧場及び農家の防疫対策に資することを目的として実施する。口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱については、特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、管内家畜飼養者、関係機関と連携を図り「発生の予防」、「早期発見・通報」、及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いた防疫体制を構築する。

(2) 家畜衛生対策

動物由来感染症の監視、生産性を低下させる呼吸器病・下痢等の疾病対策、及び鶏卵の衛生管理等に関する各種調査・検査、指導、情報収集、広報を行う。

(3) 病性鑑定

監視伝染病の的確な診断、不明疾病の原因究明等のため各種検査を実施する。また、診断機能の充実を図りながら獣医学的技術の研鑽と能力向上に努める。

(4) 放牧衛生対策

公共放牧場における疾病対策については、入牧事前検査、定期検査及び予防接種を推奨し、疾病の早期発見・早期治療により疾病の拡大と損耗防止に努める。

(5) 動物薬事

動物薬事関係許認可に係る事務を行うとともに、安全な畜産物を消費者に供給するため、動物用医薬品並びに抗菌性飼料添加物の適正販売、適正使用について調査・指導を行う。

(6) 自衛防疫

置賜家畜衛生指導協会が実施する各種予防接種事業等の円滑な推進を支援する。

3 事業計画

(1) 家畜防疫事業関係

	事業名	計画頭羽数	実施時期	摘要
県告示に基づく検査	牛のヨーネ病検査	2,170	年間	長井市・高畠町・飯豊町の乳用牛、管内全域の放牧牛、県外導入牛（乳用、繁殖）等
	蜜蜂のふそ病検査	650	年間	全域
	牛のアカバネ病検査	60	6月～11月	全域（定点の抗体動態調査） 実頭数 15× 4回
	牛伝達性海綿状脳症(BSE)	1	年間	全域
牛	ピロプラズマ病検査	40	5月～10月	放牧場
	牛伝染性リンパ腫	350	年間	全域
	牛伝染性疾病検査	62,000	年間	全域 臨床検査
豚	オーエスキー病	140	年間	全域
	豚熱（抗体検査）	400	年間	全域
	豚伝染性疾病検査	28,000	年間	全域 臨床検査
鶏	ニューカッスル病検査	40	年間	全域
	高病原性鳥インフルエンザ検査	160	年間	全域
	鶏伝染性疾病検査	680,000	年間	全域 臨床検査

(2) 家畜衛生事業関係

事業名	事業内容	実施時期
1) 監視体制の整備・強化 ①家畜衛生関連情報の整備 ②動物由来感染症監視体制の整備	○情報の収集及び提供 ・家畜疾病情報等に関する広報リーフレットの発行 ○家畜防疫マップシステムの更新 ○動物由来感染症（サルモネラ：牛・豚）の検査	年間
2) 家畜の伝染性疾病のまん延防止 ①家畜の生産性を低下させる疾病の低減	○調査・検査・指導 ・家畜の生産性を低下させる疾病（呼吸器病・下痢等）発生低減のための検査及び衛生管理指導等	年間
3) 畜産物の安全性向上 ①生産衛生管理体制の整備 ②動物用医薬品の適正使用等	○鶏卵衛生管理体制の整備 ・採卵養鶏場におけるサルモネラ汚染状況調査 ○動物用医薬品の適正使用・流通促進 ・飼育動物診療施設、動物用医薬品販売業者、農家等における動物用医薬品の適正な使用・流通に関する指導 ○菌分離・薬剤耐性検査 ・病性鑑定材料より分離された細菌について薬剤耐性検査を実施	年間

その他の指導関連事業

事業名	事業内容	実施期間
1) 動物薬事、獣医師、家畜人工授精師等の指導	○薬機法、獣医師法、獣医療法、家畜改良増殖法に基づく監視、指導	年間
2) 飼料安全性確保強化指導	○飼料安全法・飼料使用基準遵守の徹底による、安全な畜産物供給を図るための調査、指導	年間
3) 病性鑑定	○獣医師、農家等からの依頼による疾病の原因究明、各種検査、調査等	随時
4) 研修会等	○研修会、講習会等の開催	随時
5) 食肉検査データ還元事業	○食肉衛生検査所から提供される、と畜検査データを活用した、各種疾病の発生予防対策等の指導	年間
6) 農場HACCP認証取得支援及び認証農場への指導	○農場HACCP認証取得の支援 ○認証農場における衛生管理システムの評価や更新の指導等	年間

IV 建設部

- 1 建設総務課・西置賜建設総務課
- 2 用地課・西置賜建設総務課（用地担当）
- 3 道路計画課・西置賜道路計画課
- 4 河川砂防課・西置賜河川砂防課
- 5 建築課

建設総務課・西置賜建設総務課

1 基本方針

- (1) 暮らしや産業を支える機能的で足腰の強い県土づくりを目指し、建設部各課との調整、連携を図り、予算の適正かつ計画的な執行と建設行政の安全で効率的な推進に努める。
- (2) 入札・契約事務の適正かつ円滑な執行に努める。
- (3) 道路法、河川法、建設業法及び屋外広告物条例等に基づく指導や許認可事務等について、適正かつ的確な処理に努める。
- (4) 市町や関係団体等とともに、美しい県土景観や歴史的土木遺産を保全・継承しながら、これらを活用した交流連携による地域づくりの推進に努める。

2 業務目標

(1) 適正で的確な入札契約事務

適正でミスのない入札契約事務を執行するとともに、総合評価落札方式等の多様な入札の導入、定着を図る。

(2) 道路河川等の適正管理

道路法、河川法等に基づく占用等の適正な利用がされるよう指導監督する。不法占用等があれば是正指導を行う。

(3) 河川環境美化活動の推進

河川巡視により不法占用や廃棄物の不法投棄を看視するとともに、地域の愛護活動の機運向上を図る。

(4) 屋外広告物の適正化

屋外広告物条例の周知啓発に取組み、違反広告物の是正指導による減少を図る。

(5) 所有車両機械等の安全管理

建設部の活動の安全と除雪事業の安全、推進のため所有車両、機械を適切に維持管理する。

(6) 建設事業の効率的・効果的な実施

市町との連携、情報交換を活発に行い、各建設事業の推進を図る。

(7) 建設業振興と地域資源活用

建設業の人手不足等の課題解決に向け、啓発、魅力発信に取り組む。

地域の団体と連携し、歴史的価値の高い土木資産の保全や魅力発信に取り組む。

(8) 盛土等の適正化

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、宅地造成等に伴う盛土や切土に適切な安全対策がなされるよう指導監督する。

(9) 職場環境整備

安全衛生委員会での協議等を通じて、安全で働きやすい職場環境を構築する。

3 業務内容

(1) 自動車現有台数状況

(令和8年3月31日現在)

車種・機械名	本庁舎	西置賜地域振興局	合計	備考
◆公用自動車				
ステーションワゴン	7	12	19	
バン	9	7	16	
計	16	19	35	
◆雪寒機械				
除雪トラック	1	3	4	
グレーダ	18	3	21	
ロータリー	13	12	25	
ドーザ	22	19	41	
小型除雪車(搭乗式)	31	18	49	
小型除雪車(ハンド式)	7	2	9	
凍結防止剤散布車	6	6	12	
計	98	63	161	
◆道路管理用機械				
小型ダンプ	1	2	3	
作業車	1	2	3	
道路維持車	2	2	4	
道路パトロール車	2	3	5	
草刈装置	2	2	4	
計	8	11	19	

(2) 県有財産管理

(令和8年3月31日現在)

名称	建物延面積(m ²)	土地面積(m ²)	備考
窪田除雪車輛基地	1,995.60	9,130.00	
糠野目除雪車輛基地	725.29	3,577.00	
防雪総合センター	496.80	1,136.21	(米沢市からの借地)
計	3,217.69	13,843.21	

※ 西置賜地域振興局管内については、西置賜総務課で所管

(3) 建設部予算

(単位:百万円)

		R 6		R 7		R 7 / R 6 比 (%)	
		4月時点		4月末時点			
		(配当)	(うち国補正)	(配当)	(うち国補正)	(配当)	(うち国補正)
補助事業	本庁舎	6,727	(4,537)	7,764	(5,550)	115%	122%
	西局	2,274	(1,262)	2,585	(1,838)	114%	146%
	計	9,002	(5,799)	10,350	(7,388)	115%	127%
単独事業	本庁舎	944		497		53%	
	西局	1,206		828		69%	
	計	2,150		1,325		62%	
災害復旧事業	本庁舎	109	(0)	443	(167)	408%	皆増
	西局	183	(0)	404	(384)	221%	皆増
	計	292	(0)	848	(551)	291%	皆増
合計	本庁舎	7,780	(4,537)	8,705	(5,550)	112%	122%
	西局	3,663	(1,262)	3,817	(1,838)	104%	146%
	計	11,443	(5,799)	12,522	(7,388)	109%	127%

※1 各年度の予算額は、管理課作成「公共事業施行状況」の時点最新版より抜粋

※2 当該年度に配当を受けた金額を計上し、翌年度に繰り越した金額を含む

※3 補助事業には災害改良復旧予算を含む

※4 維持管理関係予算、災害関係単独補正予算、直接要求予算、他部局依頼予算は含まない

(4) 建設業許可事業者数の推移

(令和8年3月31日現在)

	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	大臣許可	知事許可	計	大臣許可	知事許可	計	大臣許可	知事許可	計
本庁舎	6	587	593	6	587	593	6	575	581
西局	6	244	250	6	251	257	7	242	249
計	12	831	843	12	838	850	13	817	830

(5) 入札参加資格者の推移

(令和8年3月31日現在)

		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
		工事	測量等 (※)	計	工事	測量等 (※)	計	工事	測量等 (※)	計
県内業者	本庁舎	126	25	151	126	25	151	120	24	144
	西局	79	11	90	76	11	87	76	11	87
	計(A)	205	36	241	202	36	238	196	35	231
	県計(B)	1,130	293	1,423	1,131	295	1,426	1,091	295	1,386
県外業者(c)		576	378	954	579	379	958	572	355	927
合計(B+C)(D)		1,706	671	2,377	1,710	674	2,384	1,663	650	2,313
県対比(A/B)		18.1%	12.3%	16.9%	17.9%	12.2%	16.7%	18.0%	11.9%	16.7%
県対比(A/D)		12.0%	5.4%	10.1%	11.8%	5.3%	10.0%	11.8%	5.4%	10.0%

※ 測量等：測量・コンサルタント及び材料参加資格者

(6) 建設行政関係許認可等件数の推移

(令和8年3月31日現在)

		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
		本庁舎	西局	計	本庁舎	西局	計	本庁舎	西局	計
道路	道路法24条承認	32	10	42	18	12	30	19	12	31
	道路法32条許可	252	80	332	252	113	365	259	89	348
	境界立会	60	26	86	55	27	82	47	16	63
	道路掘削	57	59	116	36	59	95	46	40	86
	特殊車両協議	624	217	841	578	199	777	640	198	838
	管理瑕疵事故	0	0	0	1	0	1	0	3	3
河川	河川法関係許可	239	296	535	216	251	467	297	197	494
	河川一時占用	76	55	131	79	53	132	76	47	123
	境界立会	18	13	31	23	4	27	15	4	19
	水質汚染事故対応	19	7	26	22	11	33	5	3	8
建設業	建設業法関係許可	93	45	138	116	46	162	138	59	197
	変更届	748	317	1,065	706	299	1,005	672	340	1,012
	経営事項審査	201	111	312	194	111	305	195	107	302
屋外	屋外広告物許可	731	209	940	714	205	919	685	192	877
	年度内累計違反 広告物件数	118	8	126	121	7	128	116	5	121
	違反是正件数	64	5	69	74	4	78	35	1	36
合計	3,332	1,458	4,790	3,205	1,401	4,606	3,245	1,313	4,558	

(7) 発注状況

(令和8年3月31日現在) 単位:件、千円

			令和5年度	令和6年度	令和7年度
本庁舎	工事	件数	84	73	82
		金額	8,477,489	7,134,580	7,201,733
	委託	件数	156	163	123
		金額	1,593,722	1,956,879	1,357,792
	計	件数	240	236	205
		金額	10,071,211	9,091,459	8,559,525
西置賜地域振興局	工事	件数	75	52	37
		金額	8,093,855	3,802,826	3,134,188
	委託	件数	137	74	66
		金額	1,634,936	1,241,052	1,341,615
	計	件数	212	126	103
		金額	9,728,791	5,043,878	4,475,803
合計	工事	件数	159	125	119
		金額	16,571,344	10,937,406	10,335,921
	委託	件数	293	237	189
		金額	3,228,658	3,197,931	2,699,407
	計	件数	452	362	308
		金額	19,800,002	14,135,337	13,035,328

用地課・西置賜建設総務課（用地担当）

1 基本方針

県民の期待が大きい社会資本整備は、その効果の早期発現が求められており、用地業務の迅速な対応が重要となっている。特に、高速道路へのアクセス強化対策や暮らしと地域を支える道路改築事業等の早期完成が強く望まれている。また、近年の気候変動に伴う局地的な災害に対する迅速かつ適切な対応も求められている。一方、所有者不明土地の増加などによる権利関係の複雑化等により、業務困難性は年々高まっている。

このため、幅広い知見の習得や補償制度に関する理解を深め、地域住民や地権者の立場を十分考慮した説明を行うとともに、公正公平かつ迅速な業務遂行に努める。

2 業務目標

（1）用地取得の推進

ア 計画的かつ効率的な用地取得業務の推進

事業計画部門との緊密な連携のもと、施行の見通しなどについて十分な調整を図り計画的かつ効率的な用地取得業務を遂行する。

イ 用地取得難航事案の解消

用地取得難航事案については、法務局等関係機関と連携を図るとともに土地収用法の事業認定なども視野に入れ解決策を検討する

ウ 適正な補償

関係機関、団体との情報交換を通して起業者間の調整を図り、公正公平な補償に努める。

（2）未整理用地解消等の推進

現況が道路又は河川でありながら個人名義となっている土地については、時間経過により解決の困難性が高まるため、「過年度未登記用地処理要領」及び「未整理用地処理要領」に基づき、関係者の理解を得ながら早期解消に努める。また、「廃川・廃道等敷地売払実施計画」に掲げられた土地については、地域情報を入手し、売払いの機会を捉えて解消に努める。

（3）専門知識習得の推進

用地職員としての専門知識の習得と資質の向上を図るため、各種研修の充実強化を図るとともに、関係団体が主催する研修等へ職員を派遣する。

3 事業計画(用地課・西置賜建設総務課(用地担当))

用地取得及び補償計画

令和8年4月1日現在

項目	事業区分		工事箇所数	用地費及び補償費			
	事業種別	工事細目		総額 千円	用地費 千円	補償費 千円	
交付金(補助)事業	道路事業	道路改築事業(国道)	2	10,520	520	10,000	
		道路改築事業(地方道)	1	10,000	3,000	7,000	
		交通安全道路事業(国道)	1	130,000	30,000	100,000	
		交通安全道路事業(地方道)	1	210,000	21,000	189,000	
		道路施設長寿命化対策事業(橋梁)	1	5,500	0	5,500	
		小計	6	366,020	54,520	311,500	
	砂防事業	土砂災害対策事業(通常砂防)	8	46,446	22,808	23,638	
		土砂災害対策事業(急傾斜)	1	291	0	291	
		土砂災害対策事業(総流防)	1	50	0	50	
		砂防関係施設長寿命化対策事業	1	69,000	69,000	0	
		小計	11	115,787	91,808	23,979	
	街路事業	街路整備事業	2	560,000	13,100	546,900	
		小計	2	560,000	13,100	546,900	
	公共事業計			19	1,041,807	159,428	882,379
	単独事業	道路事業	災害に強いみちづくり	1	1,000	500	500
			小計	1	1,000	500	500
		河川事業	河川整備単独事業	1	30,000	30,000	0
河川流下能力向上・持続化対策事業			1	1,000	250	750	
小計			2	31,000	30,250	750	
砂防事業		単独砂防事業	1	35,000	5,000	30,000	
		単独土砂災害対策事業(急傾斜)	2	1,000	250	750	
		小計	3	36,000	5,250	30,750	
単独事業計			6	68,000	36,000	32,000	
交付金・単独事業計			25	1,109,807	195,428	914,379	

道路計画課・西置賜道路計画課

1 基本方針

『山形県道路中期計画 2028』に基づき、以下の三つの柱により、みちづくり施策を推進する。

- (1) 県内産業や観光の振興を支える社会基盤となるみちづくり
- (2) 災害を未然に防止し安全・安心に利用できるみちづくり
- (3) 既存ストックを有効活用し快適な暮らしと地域の活力を生み出すみちづくり

2 業務目標

(1) 県民の暮らしを支える安全・安心な県土づくり施策の推進

- ① 雪崩や防雪対策、消融雪設備等の凍雪害防止施設の整備を進めるとともに、県民ニーズに即した効率的な道路除雪により、冬に強い地域づくりを推進する。
- ② 緊急輸送道路の確保のための道路整備や橋梁の補修や架け替えとともに、地震や落石対策を行い、災害に強い地域づくりを推進する。
- ③ 県土強靱化に向けた道路の機能強化を推進する。

(2) 産業を支え、活力と魅力ある県土づくり施策の推進

- ① 地元関係市町との連携・調整を図り、地域高規格道路新潟山形南部連絡道路の I C アクセス道路である一般国道 287 号米沢長井道路の整備を行い、広域道路ネットワークの早期形成を推進する。
- ② 暮らしと地域を支え、人と環境を大切にするみちづくりとして、道路や街路の整備とともに交差点改良や歩道整備による交通安全対策を推進する。

(3) 豊かな自然と都市空間が調和した快適な県土づくり施策の推進

- ① 流域下水道施設について、地元関係市町との連携・調整を図り、施設の適切な管理・運営を推進する。

(4) 社会資本の効率的・効果的な管理運営の推進

- ① 橋梁やトンネルなどの道路施設の長寿命化対策等を行い、使い続ける維持管理を推進する。
- ② 住民のニーズに合わせ、地域住民と一体となったふれあいの道路愛護事業により、県民協働による維持管理・地域づくりを推進する。
- ③ 道路の不法占用、不法使用の監視を行い、安全かつ円滑な交通を推進する。

(5) 建設業の働き方改革・生産性向上に向けた取組みの推進

- ① 建設業就労者の待遇改善を図る取組みを推進する。
- ② 生産性向上のため、建設 D X 推進戦略に基づき I C T や建設 D X を推進する。

3 事業計画

(1) 都市整備担当

都市計画街路	3・4・5	赤湯停車場線【三間通工区】(南陽市三間通地内)
	3・4・1	長井駅海田線(長井市栄町地内)
流域下水道		置賜処理区(南陽市・高畠町・川西町地内)

(2) 道路整備担当

*補助事業(地高ICアクセス)		
道路改築事業		
(国)287号	川西バイパス	川西町時田～西大塚
(国)287号	米沢川西バイパス	米沢市六郷町～川西町時田
*補助事業(道路メンテナンス補助)		
道路施設長寿命化対策事業(補助・橋梁更新)		
(一)板谷米沢停車場線	相生橋工区	米沢市大町
(主)長井飯豊線	大巻橋工区	飯豊町小白川
*補助事業(交通安全対策(通学路点検)補助)		
交通安全道路事業(補助)		
(主)山形南陽線	板宮工区	南陽市金山(歩道設置、視距改良)
(国)113号	竹森工区	高畠町竹森(歩道設置)
(一)赤湯停車場大橋線	郡山工区	南陽市郡山(歩道設置)
(一)米沢環状線	本町工区	米沢市本町(道路改良)
*交付金事業		
道路改築事業		
(主)米沢飯豊線	菅沼工区	川西町玉庭(視距改良)
(国)287号	杉山(2)工区	白鷹町大瀬～朝日町杉山
(国)287号	菖蒲工区	白鷹町菖蒲
(主)米沢高畠線	川井工区	米沢市川井(4車線化)
(主)長井飯豊線	小白川工区	飯豊町小白川
(一)五味沢小国線	大宮工区	小国町大宮
交通安全道路事業		
(主)長井大江線	横田尻工区	白鷹町横田尻(視距改良)
*県単独事業		
道路改築事業		
(国)287号	川西バイパス	川西町下奥田
(国)287号	米沢川西バイパス	川西町時田

(国)287号	杉山(2)工区	白鷹町大瀬～朝日町杉山
(国)287号	菖蒲工区	白鷹町菖蒲
(主)長井飯豊線	小白川工区	飯豊町小白川
交通安全道路事業		
(国)121号	口田沢工区	米沢市口田沢(歩道設置)
みちづくり調査費		
(国)121号	入田沢工区	米沢市入田沢(予備設計)
(一)万世窪田線	上新田工区	米沢市上新田(概略検討)
(国)113号	竹森(2)	高畠町竹森(概略設計)
(国)287号	館町南外工区	長井市館町南外(概略検討)
(一)五味沢小国線	小国小坂町工区	小国町小国小坂町(概略設計)
(国)287号	下山(2)工区	白鷹町下山(予備設計)

(3) 道路維持管理担当

*補助事業(道路メンテナンス補助)		
道路施設長寿命化対策事業		
(国)121号外	白夫沢橋外	米沢市入田沢外(橋梁補修)
(主)米沢飯豊線外	中津川橋外	飯豊町小坂外(橋梁補修)
*交付金事業		
災害に強いみちづくり事業		
(主)米沢猪苗代線	関工区	米沢市関(法面对策工)
(主)山形南陽線	萩工区	南陽市萩(擁壁補修)
雪に強いみちづくり事業		
(主)米沢飯豊線	高峰(5)工区	飯豊町高峰(雪崩対策工)
(一)口田沢川西線	上小松工区	川西町上小松(消雪施設更新)
*災害復旧関係事業		
公共土木施設災害復旧事業		
(一)木地山九野本線	寺泉工区	長井市寺泉(災害復旧)

*県単独事業		
災害に強いみちづくり事業		
(国)399号	鳩峰工区	高畠町高畠(落石防止工)
(一)玉庭時田糠野目線	玉庭工区	川西町玉庭(法面对策工)
(主)米沢飯豊線	高峰工区	飯豊町高峰(法面对策工)

雪に強いみちづくり事業		
(一) 玉庭時田糠野目線	東江股工区	米沢市東江股 (堆雪幅)
(一) 米沢浅川高畠線	塩森工区	高畠町塩森 (堆雪幅)
(主) 米沢猪苗代線外	管内	管内 (消雪施設修繕)
(一) 椿長井線外	管内	管内 (消雪施設修繕)
道路施設長寿命化対策事業		
(主) 米沢飯豊線	中津川橋	飯豊町小坂 (耐震補強)

ア 上記のほか災害復旧、側溝整備、舗装補修、交通安全施設等の事業を実施する。

イ 冬期間における地域住民の日常生活と産業活動の発展を支えるため、冬季交通の安全性と定時性を確保し、確実でより快適な道路環境を創出するため効率的で効果的な除排雪を実施する。

4 道路概要

【道路計画課】

(1) 道路延長

令和7年4月1日現在 (単位：m, %)

	路線数	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	改良済	改良率	未改良	舗装済	舗装率	未舗装
国道	4	97,836	7,321	0	90,515	83,577	92.3	6,938	88,487	97.8	2,028
主要地方道	8	135,859	8,762	0	127,097	119,148	93.7	7,949	121,422	95.5	5,675
一般県道	31	241,985	26,478	3,000	212,507	184,078	86.6	26,548	185,959	87.5	26,548
計	43	475,680	42,561	3,000	430,119	386,803	89.9	41,435	395,868	92.0	34,251
自転車道含まず											

(2) 橋梁現況

令和7年4月1日現在

	橋 数		延 長 (m)		面積 (㎡)		現況別橋数	
	永久橋	木橋	永久橋	木橋	永久橋	木橋	安全	荷重制限
100m以上	37	0	6,695	0	65,670	0	37	0
30m以上	69	0	3,425	0	32,254	0	69	0
15m以上	53	0	1,090	0	9,364	0	53	0
15m未満	213	0	1,273	0	10,949	0	213	0
合計	372	0	12,483	0	118,237	0	372	0

(3) トンネル現況

令和7年4月1日現在

番号	道路種別	路線番号	路線名	名 称	設置区間	延長 (m)	設置年度	道路幅員	備考
1	一般国道		113号	田沢トンネル	高島町大字二井宿地内	205	H9	(10.0) 6.5	
2	一般国道		113号	二井宿第一トンネル	高島町大字二井宿地内	800	H9	(9.0) 6.5	
3	一般国道		113号	二井宿第二トンネル	高島町大字二井宿地内	961	H9	(9.0) 6.5	
4	一般国道		121号	大峠トンネル	米沢市大字入田沢地内	2,200	H4	(8.0) 6.5	全延長L=3,940m
	小計		2路線		4箇所	4,166			
5	主要地方道	1	米沢高島線	長手トンネル	米沢市大字長手地内	254	H24	(12.2) 6.5	
6	主要地方道	2	米沢猪苗代線	船坂トンネル	米沢市大字関地内	168	H12	(11.8) 6.5	
7	主要地方道	2	米沢猪苗代線	西吾妻トンネル	米沢市大字関地内	330	S53	(7.2) 5.5	
	小計		2路線		3箇所	752			
8	一般県道	233	綱木米沢停車場線	蟹屋敷トンネル	米沢市大字築沢地内	210	H5	(8.5) 6.0	
	小計		1路線		1箇所	210			
	計		5路線		8箇所	5,128			

(4) 横断地下道現況

令和7年4月1日現在

路線名	名称	位置	設置年度	備考
(国) 287号	西大塚地下横断歩道	川西町大字西大塚	H14	
(主)米沢高畠線	細原地下横断歩道	米沢市大字川井	H14	
(主)米沢高畠線	片子地下歩道	米沢市万世町片子	H12	

(5) 横断歩道橋現況

令和7年4月1日現在

路線名	橋名	位置	延長	幅員	設置年度
(国) 113号	竹森横断歩道橋	高畠町大字竹森	12.0m	1.5m	S48
(国) 399号	柵塚横断歩道橋	南陽市柵塚	14.8m	1.5m	S43
(主)米沢南陽白鷹線	桐町横断歩道橋	米沢市中央四丁目	14.0m	1.5m	S44
(主)米沢猪苗代線	屋代町横断歩道橋	米沢市門東町三丁目	12.0m	1.5m	S43
(一)米沢浅川高畠線	銅屋町横断歩道橋	米沢市中央七丁目	13.6m	1.5m	S47
(一)米沢環状線	木場町横断歩道橋	米沢市木場町	37.0m	1.5m	S53
計	6路線		103.4m		

(6) 鉄道踏切状況

令和7年4月1日現在

	総数	国道	主要地方道	一般県道	備考
箇所数(計)	32	7	4	21	
立体交差	12	4	2	6	
平面(一種)	20	3	2	15	
平面(二種)	0	0	0	0	
平面(三種)	0	0	0	0	
平面(四種)	0	0	0	0	

※自転車道との交差含まず

【西置賜道路計画課】

(1) 道路延長

令和7年4月1日現在 (単位: m, %)

	路線数	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	改良済	改良率	未改良	舗装済	舗装率	未舗装
国道	3	59,739	18,534	0	41,205	41,205	100.0	0	41,205	100.0	0
主要地方道	8	149,341	8,256	0	141,085	119,115	84.4	22,432	119,585	84.8	21,500
一般県道	20	106,425	1,425	0	105,000	93,447	89.0	11,553	95,938	91.4	9,062
総数	31	315,505	28,215	0	287,290	253,767	88.3	33,985	256,728	89.4	30,562

(2) 橋梁現況

令和7年4月1日現在

	橋 数		延 長 (m)		面積 (㎡)		現況別橋数	
	永久橋	木橋	永久橋	木橋	永久橋	木橋	安全	荷重制限
100m以上	24	0	5,088	0	51,260	0	24	0
30m以上	57	0	3,099	0	24,503	0	57	0
15m以上	47	0	957	0	8,719	0	47	0
15m未満	175	0	1,139	0	11,020	0	175	0
合計	303	0	10,283	0	95,502	0	303	0

(3) トンネル現況

令和7年4月1日現在

番号	道路種別	路線番号	路線名	名 称	設置区間	延長 (m)	設置年度	道路幅員	備考
1	一般国道		348号	白鷹トンネル	白鷹町大字滝野～南陽市小滝	1,004	H 1	8.5	
	小計		1 路線		1 箇所	1,004			
2	主要地方道	4	米沢飯豊線	屏風岩トンネル	飯豊町大字高峰	345	S 47	7.8	
3	主要地方道	8	川西小国線	子持トンネル	小国町大字叶水～大字大滝	975	H10	9.8	
4	主要地方道	15	玉川沼沢線	叶水トンネル	小国町大字叶水～大字市野々	811	H14	9.8	
	小計		3 路線		3 箇所	2,131			
5	一般県道	252	木地山九野本線	西栃平トンネル	長井市平野	344	H20	8.5	
6	一般県道	252	木地山九野本線	御神輿トンネル	長井市平野	83	H 7	8.0	
7	一般県道	252	木地山九野本線	岩切トンネル	長井市平野	544	H14	8.0	
8	一般県道	252	木地山九野本線	高蹴トンネル	長井市平野	497	H 6	6.5	
	小計		1 路線		4 箇所	1,468			
	計		5 路線		8 箇所	4,603			

(4) 横断地下道現況

令和7年4月1日現在

路線名	名称	位置	設置年度	備考
国道 287 号	八ヶ森交差点地下歩道	長井市今泉	H21	スロープ (国道 287 号南バイパスを横断)
国道 287 号	河井交差点地下歩道	長井市河井	H21	スロープ (国道 287 号南バイパスを横断)

(5) 横断歩道橋現況

令和7年4月1日現在

路線名	橋名	位置	延長	幅員	設置年度
国道 113 号	今泉横断歩道橋	長井市今泉	13.7m	1.5m	S44
(一)長井停車場線	小出横断歩道橋	長井市小出	14.5m	1.5m	S48

(6) 鉄道踏切状況

令和7年4月1日現在

	総数	国道	主要地方道	一般県道	備考
箇所数(計)	20	3	6	11	JR米坂線 山形鉄道
立体交差	8	3	5	0	
平面(一種)	12	0	1	11	
平面(二種)	0	0	0	0	
平面(三種)	0	0	0	0	
平面(四種)	0	0	0	0	

河川砂防課・西置賜河川砂防課

1 基本方針

- (1) 防災基盤の整備推進と情報提供による安全で安心して暮らせる県土づくり
- (2) 自然と共生する河川環境の創出による豊かな生活環境整備
- (3) 地域住民・NPO・ボランティア団体との連携による良好な河川環境の創出

2 業務目標

(1) 環境に配慮した事業の推進

河川改修事業に当たっては、地域住民が豊かな自然環境に触れることができるよう、生態系の維持・保全に配慮した改修を進める。また、砂防施設計画に当たっても、生態系の保全や自然溪流に近い形態となるよう環境に配慮した砂防事業を進める。

(2) 治水対策の推進

近年の大雨により被害が発生した河川の改修を中心に、計画的な治水対策を推進する。すべての中小河川における洪水浸水想定区域を指定し、水害リスク情報空白域の解消を図るとともに、市町による洪水ハザードマップの作成や避難体制の整備を支援していく。

(3) 土砂災害対策の推進

置賜地域は、地形が急峻で地質的にも脆弱な箇所が多く、山間地域に居住している人口が多いことから土砂災害の危険性が高い地域である。特に、災害時に自力避難の困難な高齢者等に関連する要配慮者利用施設等への土砂災害防止等の事業に積極的に取り組む。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定が平成27年度までに完了し、市町のハザードマップも整備済みである。今後、2巡目の区域指定に向けて基礎調査を行っていくとともに、市町における警戒避難体制の整備を支援していく。

また「土砂災害防止対策基本方針」の変更に基づき、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」を県全体で約7,000箇所を抽出・公表し、県民の防災意識を喚起し地域の防災力の向上を図る。

(4) 河川の適切な維持管理の推進

日々の巡視・点検の充実を図るとともに、その結果に基づく計画的な維持管理が効率的・効果的に行えるよう、継続的に取り組んでいく。また、「川は地域の共有財産」であるという共通認識のもと、地域住民やNPO、ボランティア団体との連携による河川の維持管理活動を進める。

大雨による水害のおそれがある場合は、関係機関へ水位情報等の情報提供を適切に行う。

(5) ダムの適切な維持管理の推進

ダムの維持管理を適切に行い、綱木川ダムについては、洪水調節、水道用水及び河川の維持用水の安定供給に努め、木地山ダムについては、発電用水及び河川の維持用水の安定供給に努める。

3 事業計画

(1) 河川砂防課

- ア 河川整備補助事業
- (ア) 総合流域防災事業
 - ・羽黒川 (米沢市 万世町片子地内)
 - ・鬼面川 (米沢市 窪田町地内) (堤防舗装)
 - (イ) 広域河川改修事業
 - ・吉野川 (南陽市 大橋、俎柳、櫛塚地内)
 - ・屋代川 (南陽市大橋～高畠町深沼地内)
 - ・和田川 (高畠町 夏茂地内)
- イ 長寿命化対策事業
- (ア) 河川メンテナンス事業
 - ・和田川外 (高畠町 一本柳外地内) (樋門改修)
- ウ 土砂災害対策事業
- (ア) 砂防事業
 - ・虫沢 (南陽市 下荻地内) ほか3箇所
 - (イ) 地すべり対策事業
 - ・赤山 (南陽市 荻地内)
- エ 大規模特定砂防等事業
- (ア) 砂防事業
 - ・織機川 (南陽市 漆山地内) ほか2箇所
- オ 地域防災力強化型土砂災害対策事業
- (ア) 砂防事業
 - ・大沢 (南陽市 新田地内) ほか1箇所

(2) 西置賜河川砂防課

- ア 河川整備補助事業
- (ア) 総合流域防災事業
 - ・草岡川外 (長井市五十川外地内) (堤防舗装)
 - (イ) ダム整備事業 (堰堤改良、洪水調整)
 - ・木地山ダム (長井市 寺泉地内)
- イ 土砂災害対策事業
- (ア) 砂防事業
 - ・横田尻沢 (白鷹町 横田尻地内) ほか4箇所
- ウ 大規模特定砂防等事業
- (ア) 砂防事業
 - ・天王沢 (長井市 森地内) ほか2箇所
- エ 長寿命化対策事業
- (ア) 砂防メンテナンス事業
 - ・見月沢川 (飯豊町 小屋地内)

4 河川と砂防の現況

(1) 河川指定区間

置賜管内	水系	河川数	指定延長 (km)
本庁舎	最上川	48 ※1	332.8※1
西局	最上川	45 ※2	189.9
	荒川	23	159.8
	計	68	349.7
置賜総支計		116	682.5

令和7年3月31日現在

全県	河川数	指定延長 (km)
国	42	381.0
山形県	554	2,819.5

※1 県全体で一河川一庁舎を管轄として集計しているため、村山管内流下2河川(前川<6.85km>、忠川<0.36km>)は含めない。

※2 最上川本川は管内全区間が大臣管理区間のため、これを除く。

(2) 河川の整備状況

令和7年3月31日現在

	河川数	管理延長 (km)	整備率 (%)	
			山形県	置賜
山形県管理水系	554	2,819.5	44.4	49.1
最上川(本庁舎)	48	332.8	—	48.8
最上川(西局)	45	189.9	—	46.7
荒川	23	159.8	—	57.0

最上川(西) + 荒川(西) 整備率=49.5%

(3) 土砂災害警戒区域(土石流)の整備状況

令和8年3月31日現在

	箇所数	概成箇所数	概成率 (%)
本庁舎管内	348	39	11.2
西局管内	358	73	20.4
計	706	112	15.9
山形県	2,210	545	24.7

※概成箇所は、土石流により流下する土石等の量が0m³の箇所

(4) 土砂災害警戒区域(地すべり)の整備状況

令和8年3月31日現在

	箇所数	概成箇所数	概成率 (%)
本庁舎管内	65	44	67.7
西局管内	25	5	20.0
計	90	49	54.4
山形県	757	329	43.5

※概成箇所には、農水省及び林野庁所管の地すべり対策事業実施箇所を含む

(5) 土砂災害警戒区域(急傾斜)の整備状況

令和8年3月31日現在

	箇所数	概成箇所数	概成率 (%)
本庁舎管内	226	25	11.1
西局管内	143	18	12.6
計	369	43	11.7
山形県	2,276	452	19.9

※概成箇所は、急傾斜事業の概成箇所数(一部概成を含む)で他事業による整備箇所は含まない

建 築 課

1 基本方針

人口減少社会においても、地域の活力を維持し、すべての人が健康で安心して暮らせる居住環境を実現するため、以下の施策に取り組みます。

- (1) 県民が安心して生活できる良質な住まいの確保
- (2) 県民ニーズに応じた多様な住宅の供給
- (3) 環境に配慮した住まいづくりの推進
- (4) 地域づくりと連携した良好な住環境の形成

2 業務目標

- (1) 県民が安心して生活できる良質な住まいの確保
 - ① 建築確認申請等手続きの適正かつ迅速な執行
 - ② 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進
 - ③ 既存建築物の耐震対策・減災対策の促進
 - ④ 大工技能者の育成
- (2) 県民ニーズに応じた多様な住宅の供給
 - ① 県営住宅の適正な管理の推進
 - ② サービス付き高齢者向け住宅の計画的な供給の促進
 - ③ 住宅セーフティネット法に基づく登録住宅の供給促進
- (3) 環境に配慮した住まいづくりの推進
 - ① 建設資材の分別解体及び再資源化の推進
 - ② やまがた省エネ健康住宅の普及啓発
- (4) 地域づくりと連携した良好な住環境の形成
 - ① 良好な景観形成のための届出の周知徹底
 - ② 老朽危険空き家の解体促進
 - ③ 利用可能な空き家の利活用の促進

3 事業内容

- (1) 許認可事務（※確認件数は民間審査機関の件数含まず。）（令和8年3月31日現在）

項 目	令和6年度 (件)	令和7年度 (件)
建築基準法に基づく確認申請審査	50	41
建築基準法に基づく確認申請完了検査	53	32
建築基準法に基づく確認申請中間検査	17	8
建築基準法の規定に基づく道路の位置指定	2	0
都市計画法に基づく開発許可	3	3
建設リサイクル法に基づく届出及び通知	494	568
建築物省エネ法・エコまち法に基づく認定審査	0	0
みんなにやさしいまちづくり条例による届出審査	9	2

景観法・景観条例による届出審査及び通知	10	8
宅地建物取引業法に基づく免許申請審査	23	24
長期優良住宅促進法に基づく認定申請審査	65	76
住宅瑕疵担保履行法に基づく届出審査	186	103

(2) 住宅支援制度

○ やまがた省エネ健康住宅新築支援事業

省エネ性能の高い住宅で、かつ県産木材を使用した住宅を新築する際に補助する。

要件	補助金額	募集戸数
やまがた省エネ健康住宅認証 県産木材使用 (50%以上)	50万円 (定額)	260戸

○ やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助事業

ゼロカーボンやまがた2050の達成に向けて、国の省エネ基準を大きく上回る断熱性能を持つ「やまがた省エネ健康住宅」の新築と、自家消費型の再エネ設備である「太陽光発電設備」＋「蓄電池」等の導入を併せたパッケージ補助を実施。

内容	補助率	補助上限額	募集戸数	
やまがた省エネ健康住宅	1,000千円 (最大)	2,002千円	<<住宅+再エネ>> 約30戸 <<再エネのみ>> 約70戸	
太陽光発電設備	70千円/kW			630千円
蓄電池設備	1/3			306千円
HEMS (エネルギー計測装置)	2/3			66千円

○ 中古住宅流通促進事業

良質な中古住宅を購入する際に、住宅ローンの利子相当額の一部を補助する。

住宅リフォーム支援との併用が可能。

対象世帯	要件	対象額上限 対象利率	上限額	募集戸数
移住・新婚・子育て世帯	既存住宅売買 瑕疵保険等	1,500万円	40万円	25戸
一般世帯		0.4%	30万円	

○ 住宅リフォーム支援

県と市町村が協調して補助金を交付する。

事業名	対象工事	対象世帯	補助上限額
住宅耐震改修事業	耐震改修 耐震評点 $I_w=1.0$ 以上	全て	140万円 (県費35万円)
	減災対策 ①～③のいずれか ① 簡易耐震改修 $I_w=0.7\sim 1.0$ ② 部分耐震改修 ③ 防災ベッド等の設置		30万円 (県費7.5万円)
住宅リフォーム支援事業	以下のいずれかを含む工事 ① やまぼっかりノベ ② バリアフリー化 ③ 克雪化 ④ 県産木材使用	一般世帯	24万円 (県費12万円) 工事費の1/5
		移住世帯 新婚世帯 子育て世帯	30万円 (県費15万円) 工事費の1/3

(3) 若手大工技能習得サポート事業

新規入職から概ね5年間で「若手大工育成支援プログラム」として、若手大工の技能向上と離職の防止、新規入職者の増加を図る。(H30～)

項目	R4	R5	R6	R7	累計
認定者数	2名	3名	4名	5名	56名

(4) サービス付き高齢者向け住宅の登録

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリー等の条件を備え、介護・医療と連携して高齢者を支えるサービスを提供する住宅を「サービス付き高齢者向け住宅」として登録する。

(令和8年3月31日現在)

項目	管内累計	備考
登録件数(戸数)	5件(141戸)	H25:2件 H26:1件 H28:1件 R6:1件

(5) 県有施設の定期点検

施設を安全・快適に長期に利用するため、建物本体は3年に1回、建築設備は毎年、施設管理者と共同で点検を行う。(点検施設数)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
建物本体及び建築設備	12	10	20	26
建築設備のみ	19	24	33	27
計	31	34	53	53

※ R5まで県営住宅の定期点検は管理代行者(又は指定管理者)が行っていたが、R6からは建築課で実施。

(6) 県営住宅

23団地、780戸の県営住宅の維持管理及び入居・退去に関わる事務手続き等を指定管理者に委託し、共同で管理していたが、令和5年度より、山形県住宅供給公社が公営住宅法第47条に基づく管理代行を行っている。

〈県営住宅の管理戸数〉

(令和8年3月31日現在)

	市町名	団地名	棟数、戸数
東南置賜管内	米沢市	太田町団地	4棟、60戸
		春日団地	3棟、56戸
		中田第1団地	6棟、96戸
		中田第2団地	2棟、48戸
		玉の木団地	1棟、24戸
		成島団地	2棟、30戸
		米沢中央団地	2棟、32戸
		相生団地	3棟、72戸
		城北団地	1棟、16戸
	南陽市	関口団地	3棟、44戸

	高島町	桜木団地	2棟、32戸
		糠野目団地	1棟、24戸
		糠野目第2団地	1棟、24戸
		大町団地	1棟、16戸
	川西町	館之北団地	1棟、18戸
合 計		15団地	33棟、592戸
西置賜管内	長井市	屋城町団地	4棟、12戸
		小出団地	2棟、48戸
		成田団地	1棟、16戸
	小国町	小国団地	2棟、48戸
	白鷹町	白鷹団地	1棟、24戸
		宝前町団地	8棟、10戸
		あらと団地	2棟、18戸
	飯豊町	飯豊団地	1棟、12戸
	合 計		8団地
総 計		23団地	54棟、780戸

(7) セーフティネット住宅の登録

住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、新婚世帯など）の入居を拒まない住宅として県に登録する。(H30～)

(令和8年3月31日現在)

項 目	R 4	R 5	R 6	R 7
年度末時点の登録総数	1,540戸	1,539戸	1,637戸	1,638戸

(8) 空き家対策の取組み

管内市町における空き家の利活用対策及び老朽危険空き家対策を促進するため、管内空き家対策担当者会議を開催し、取組情報の共有及び意見交換等を行っている。

また、管内市町では、国の空き家対策総合支援事業及び空き家再生等推進事業を活用し、老朽危険空き家の解体費補助を実施している。

項 目	R 4	R 5	R 6	R 7	累計 (H26～R7)
解体戸数	42戸	22戸	19戸	39戸	240戸

(9) やまがた省エネ健康住宅の認定

住宅内でのヒートショックの防止や冷暖房負荷の低減による地球温暖化防止のため、県独自の断熱性能及び気密性能を持つ住宅を「やまがた省エネ健康住宅」として認定する。

(令和8年3月31日現在)

項 目	R 4	R 5	R 6	R 7	累計 (R1～7)
認定件数	6件	25件	22件	24件	94件